

平成 20 年度

あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成 19 年度分）

報 告 書



平成 20 年 12 月

あきる野市教育委員会

目 次

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について ……	1
第2 施策及び事務事業の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針について ……	1
第3 あきる野市教育委員会の平成19年度活動状況について ……	3
第4 あきる野市教育委員会の平成19年度教育目標及び基本方針 ……	7
第5 あきる野市教育委員会の基本方針に基づく平成19年度重点項目 ……	7
第6 教育目標・基本方針・重点項目一覧及び施策展開構図 ……	9
第7 あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 平成19年度点検及び評価 ……	11
第8 点検・評価に関する点検評価有識者からの意見 ……	55
<資料1>あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項 ……	57

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（以下、「施策及び事務事業」）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされた。

第2 施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図る。

2 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事務事業の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、実施年度の前年度における教育目標、基本方針及び重点項目に関連する施策及び事務事業とする。

4 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は、前年度の施策・事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年1回次のとおり実施する。

- (1) 「**施策・事務事業別点検**」：教育委員会事務局の各課は、所管し実施した施策及び事務事業の取組状況について点検し、別表の基準により表示する。
- (2) 「**重点項目別評価**」：教育委員会事務局の部長級及び課長級職員は、施策・事務事業別点検の結果を踏まえ、重点項目の平成19年度の取組状況について、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すものとする。
- (3) 「**点検評価有識者**」：施策・事務事業別点検及び重点項目別評価の客観性を確保するため教育に関し学識経験を有する者から意見を聴くものとする。
- (4) 教育委員会は、前3号で点検及び評価をした結果及び点検評価有識者の意見を踏まえ、教育目標、基本方針及び重点項目に関する施策及び事務事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成する。

5 報告書の市議会への提出

点検及び評価に関する報告書を作成し、市議会に提出する。

6 評価結果の公表

点検及び評価の結果を市民に公表する。

7 評価結果の活用

点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策その他事務事業の改善等に活用する。

8 庶務

点検及び評価に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

別 表

第2の4の(1)で示したは、次の表のとおりとする。

記号	施策・事務事業の 取組状況	点 検 の 基 準
◎	順調	<ul style="list-style-type: none">・効果的で優れた取り組みを行った。・重点項目の達成に向けて大きな成果を上げた。・事務事業として大きな成果を上げた。・課題や問題点もない。
○	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none">・効果的な取り組みを行った。・重点項目の達成に向けて一定の成果を上げた。・事務事業として一定の成果を上げた。・大きな課題や問題点はない。
△	やや順調でない	<ul style="list-style-type: none">・取り組みを行った。・重点項目の達成に向けて多少成果は上げた。・事務事業として多少の成果は上げた。・課題や問題点がある。
×	順調でない	<ul style="list-style-type: none">・取り組みを行なったが、重点項目の達成に向けて成果が上らなかった。・事務事業として成果が上らなかった。・大きな課題が残る。
—	取組まない	<ul style="list-style-type: none">・取り組みを行わなかった。・取り組む必要がなかった。

第3 あきる野市教育委員会の平成19年度活動状況について

あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あきる野市長があきる野市議会の同意を得て任命した5人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。

委員会には教育長が置かれ、委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

委員会の主な活動は、教育に関する重要な案件の審議等を行う「会議」と、教育現場の活動状況や取組状況を確認する「視察等」がある。「会議」は原則として毎月第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。平成19年度は下表《会議》のとおり、定例会12回、臨時会4回を開催し、議案33件、報告事項1件、協議事項7件について審議等を行った。「視察等」は、計画的に行う場合と随時必要に応じて行う場合がある。行動の形態は、委員個人または全員（複数）で行う場合などさまざまである。平成19年度の主な活動は下表《視察等》のように行った。

《 会 議 》

会 議	開 催 日	審 議 内 容 等
4月定例会	平成19年 4月 25日	議案：第6号あきる野市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について 議題：平成19年度の教育委員会の課題（施設・設備に関するもの）について 報告：第1号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認について
5月定例会	平成19年 5月 24日	議案：第7号あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例 第8号あきる野市図書館処務規則の一部を改正する規則 第9号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則 第10号あきる野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 議題：平成19年度あきる野市における国・都の指定事業について
6月定例会	平成19年 6月 28日	議案：第11号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について 議題：新教育基本法第10条家庭教育について「おとなが手本のあきる野市」の推進を決定
7月定例会	平成19年 7月 27日	議案：第12号平成20年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について 第13号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 議題：学校問題解決支援組織の設置を検討する
8月定例会	平成19年 8月 23日	議案：第14号平成19年度あきる野市教育委員会所管予算(第1号補正)について

		議題：学校問題解決支援組織の設置を検討する（パート2）
9月定例会	平成19年9月25日	議題：小・中一貫教育問題への取り組みについて（パート2）
10月定例会	平成19年10月25日	議案：第15号あきる野市立小学校1年生の学校給食開始時期等の変更について（諮問）
11月定例会	平成19年11月22日	議案：第16号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 第17号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第18号あきる野市立小学校1年生の学校給食開始時期等の変更について
臨時会	平成19年11月26日	議案：第19号あきる野市教育委員会教育長の任命について
12月定例会	平成19年12月20日	議案：第20号平成20年度あきる野市教育委員会教育目標及びあきる野市教育委員会の基本方針について
1月定例会	平成20年1月24日	議案：第1号平成20年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について 第2号行政（教育）財産の用途変更及び引継ぎについて 議題：平成20年度の成人式の評価と今後の課題について検討する
臨時会	平成20年1月31日	議題：人事案件（非公開）
臨時会	平成20年2月8日	議案：人事案件（非公開）
2月定例会	平成20年2月28日	議案：第4号あきる野市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則（組織改正） 第5号あきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正について（組織改正） 第6号あきる野市育英資金貸付基金条例及びあきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例 第7号あきる野市教育委員会事務局処務規則及びあきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 第8号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 第9号市立学校職員等の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則 第10号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について 第11号あきる野市立学校職員出勤簿整理規程等の一部改正について

		第12号平成19年度あきる野市教育委員会所管 予算(第4号補正)について 第13号平成20年度あきる野市教育委員会所管 予算
臨時会	平成20年3月14日	議題：人事案件(非公開)
3月定例会	平成20年3月27日	議案：第14号あきる野市立学校通学区域に関する規 則の一部を改正する規則 第15号あきる野市文化財保護審議会委員の委 嘱について 第16号あきる野市教育委員会公印規則の一部 を改正する規則 第17号教育長の権限に属する事務の一部を市 立学校長に委任する規程の一部改正について 第18号あきる野市立学校事案決定規程の一部 改正について

《 視 察 等 》

年 月	活 動 内 容
平成19年4月	ソフトボール連盟春季大会開会式 小学校入学式及び中学校入学式 マールボロウ派遣団歓迎式 スクールガードリーダー委嘱式 市民解説委員認定式
平成19年5月	寿大学開校式 青少年顕彰ふるさと委員会総会 第12回あきる野市民スポーツ・レクリエーション大会 ロータリークラブと校長会懇親会 文化団体連盟総会 小学校運動会(西秋留小外6小学校)
平成19年6月	小学校運動会(東秋留小外2小学校) 消防団操法大会 あきる野市PTA連合会定期総会 市立小中学校教育研究会総会 小学生ソフトボールチーム全国大会出場壮行会 秋川流域合唱祭
平成19年7月	東京都少年少女ソフトボール大会 第89回全国高校野球あきる野市民球場大会開会式 特別支援教育検討委員会 栗原市中学校友好交流会歓迎式典 第12回あきる野市子供すもう大会
平成19年8月	中央図書館オープン式典 東京都ジョイフルスローピッチソフトボール大会 3市1郡島嶼共催初任者研修会開校式 あきる野市総合スポーツ祭開会式

平成19年9月	夏季集中授業実践力向上研修会 あきる野市民水泳大会 アートスタジオ招聘式 小学校道徳公開講座 中学校体育大会（東、西、五日市中学校）
平成19年10月	小学校運動会（小宮、戸倉小学校） 中学校体育大会（御堂、増戸、秋多中学校） 秋川歌舞伎公演 家庭の日絵画審査会 環境ポスター審査会 西多摩広域行政圏体育大会開会式 学校安全協議会 前田小学校創立30周年記念式典
平成19年11月	市民表彰式 五日市中学校創立60周年記念式典 増戸中学校創立60周年記念式典 青少年善行表彰式 家庭の日作文絵画表彰式 秋多中学校創立50周年記念式典 東京オリンピック招致支援フォーラムあきる野大会 特別支援教育全国発表報告会
平成19年12月	未来を築く青少年健全育成あきる野大会 理数大好き地域モデル事業報告会 安全安心推進会議
平成20年1月	少年少女書初め大会 若き音楽家フェスタ 消防団出初式 成人式 あきる野学園公開研究会シンポジウム 増戸小・中あきる野市教育委員会研究推進校研究発表会 多西小伝統文化理解研究発表会 市民綱引き大会
平成20年2月	中教研全体研修会 青少年音楽の祭典 あきる野市PTA連合会小中高教育懇談会 あきる野市教育委員会合同研究発表会 少年少女ドッジボール大会
平成20年3月	青少年健全育成シンポジウム 文化団体連盟シニア合唱祭 小学校卒業式及び中学校卒業式 特別支援教育検討委員会 青少年問題協議会

第4 あきる野市教育委員会の平成19年度教育目標及び基本方針

あきる野市教育委員会は、平成19年度に取り組む教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するために4つの「基本方針」を次のように策定した。

1 あきる野市教育委員会の「教育目標」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や文化・伝統に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を図る。その中で、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、豊かな人間性と未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して、教育を推進する。

2 あきる野市教育委員会の「基本方針」

(1) 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

(2) 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き社会の変化に主体的に対応していくために、基礎的な学力の向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

(3) 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、基盤整備と社会参加による学習・交流活動を推進する。

(4) 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、家庭、学校、地域社会が一体となった「安心・安全な教育環境づくり」を推進する。

第5 あきる野市教育委員会の基本方針に基づく平成19年度重点項目

前項で定めた4つの「基本方針」に基づき、平成19年度に取り組む20の「重点項目」を設定し教育施策に取り組んだ。

1 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を市民に定着させ、偏見や差別のない社会をつくるために人権教育を推進する。
- (2) 子どもたちが、社会生活の基本的なルールを身に付け、「思いやり」や「助け合い」、「敬い」の心をはぐくむために、体験を重視した心の教育を推進する。

- (3) 子どもたちが、地域社会の一員としての自覚をもち、一人一人が役割を果たして、広く社会に貢献しようとする心を育てる教育を推進する。

2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

- (4) 基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図り、子どもの自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進する。
- (5) 「食」に関する指導や家庭における基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図る。
- (6) 特別な支援を必要としている子どもが、個々の教育的ニーズに応じた指導を受けられるよう特別支援教育を推進する。
- (7) わが国や世界の文化・伝統に触れる機会を多様にし、郷土を愛する心と誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深める教育を推進する。
- (8) 教員の資質・能力の向上を図るための研修を一層充実する。
- (9) 子どもや保護者の願いを実現できるよう、学校施設・設備の整備を進め、特色ある学校づくりと学校運営の改善・充実を図る。

3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

- (10) 生涯学習推進計画に基づき、体系的な事業展開と推進体制の整備を進め、「いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできる」生涯学習の振興を図る。
- (11) 学習活動や交流の場の充実と学習情報の収集・提供を進め、団体と人材の育成を図り、市民参加の促進と協働による生涯学習活動を支援する。
- (12) 市内に伝わる有形・無形の文化遺産の保護につとめ、文化財の公開・活用を推進し、郷土学習の機会を提供する。
- (13) スポーツ施設の整備や指導者及び団体の育成と、スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供を行い、市民スポーツの振興を図る。
- (14) 生涯学習関連施設の整備と充実を図り、既存施設の有効活用と適正利用を進め、利用しやすい施設づくりを推進する。

4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

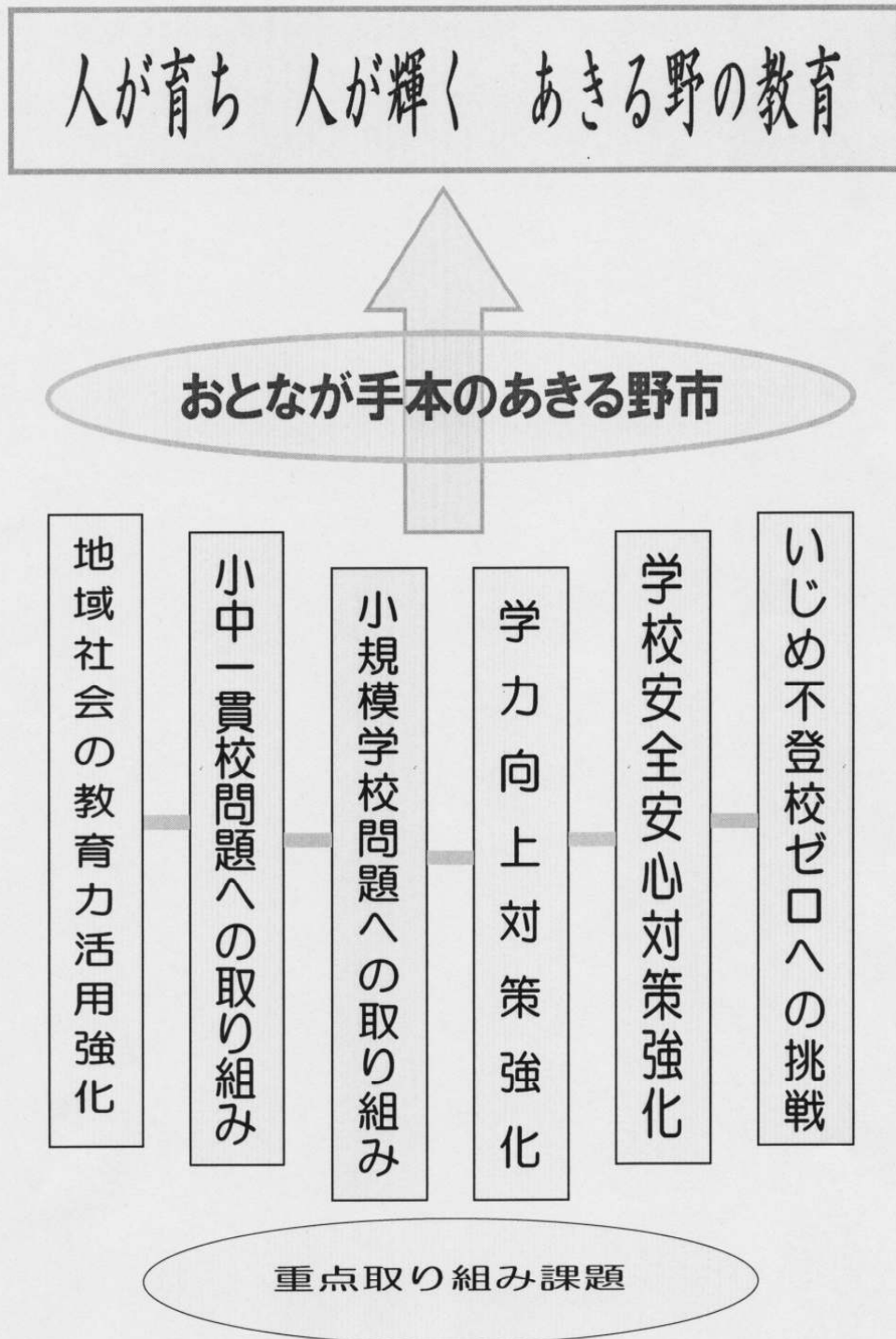
- (15) 家庭、学校、地域社会、関係機関の連携のもとに、次代を担う子どもたちを育成する。
- (16) 学校、家庭、地域社会が連携して『いじめ・不登校0（ゼロ）への挑戦』を推進する。
- (17) 『学校の安心・安全対策』の徹底を図り、子どもたちが安心して安全に生活できる学校や地域の環境づくりを進める。
- (18) 家庭教育や地域活動に関する情報や学習・交流の機会を提供する。
- (19) 子どもたちの体験を重視した学校外活動・余暇活動の機会を充実する。
- (20) 家庭・地域社会と連携した教育を目指し、保護者や地域住民の参画を求め、開かれた学校づくりを推進する。

第6 教育目標・基本方針・重点項目一覧及び施策展開構図（第4、第5関係）

教育目標	基本方針	重点項目	重点課題
<p>あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や文化・伝統に誇りを持ち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を図る。</p> <p>その中で、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、豊かな人間性と未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して、教育を推進する。</p>	<p>1 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進</p> <p>すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。</p>	<p>(1) 人権尊重の理念を市民に定着させ、偏見や差別のない社会をつくるために人権教育を推進する。</p> <p>(2) 子どもたちが、社会生活の基本的なルールを身に付け、「思いやり」や「助け合い」、「敬い」の心をはぐくむために、体験を重視した心の教育を推進する。</p> <p>(3) 子どもたちが、地域社会の一員としての自覚をもち、一人一人が役割を果たして、広く社会に貢献しようとする心を育てる教育を推進する。</p>	<p>いじめ、不登校〇への挑戦</p> <p>学校の安全・安心対策</p> <p>学力向上対策</p> <p>小規模学校対策</p> <p>小中一貫教育問題</p> <p>地域社会の教育力活用</p>
	<p>2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進</p> <p>子どもたちが、国際社会に生き社会の変化に主体的に対応していくために、基礎的な学力の向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。</p>	<p>(4) 基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図り、子どもの自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進する。</p> <p>(5) 「食」に関する指導や家庭における基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図る。</p> <p>(6) 特別な支援を必要としている子どもが、個々の教育的ニーズに応じた指導を受けられるよう特別支援教育を推進する。</p> <p>(7) わが国や世界の文化・伝統に触れる機会を多様にし、郷土を愛する心と誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深める教育を推進する。</p> <p>(8) 教員の資質・能力の向上を図るための研修を一層充実する。</p> <p>(9) 子どもや保護者の願いを実現できるよう、学校施設・設備の整備を進め、特色ある学校づくりと学校運営の改善・充実を図る。</p>	
	<p>3 学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興</p> <p>すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、基盤整備と社会参加による学習・交流活動を推進する。</p>	<p>(10) 生涯学習推進計画に基づき、体系的な事業展開と推進体制の整備を進め、「いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできる」生涯学習の振興を図る。</p> <p>(11) 学習活動や交流の場の充実と学習情報の収集・提供を進め、団体と人材の育成を図り、市民参加の促進と協働による生涯学習活動を支援する。</p> <p>(12) 市内に伝わる有形・無形の文化遺産の保護につとめ、文化財の公開・活用を推進し、郷土学習の機会を提供する。</p> <p>(13) スポーツ施設の整備や指導者及び団体の育成と、スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供を行い、市民スポーツの振興を図る。</p> <p>(14) 生涯学習関連施設の整備と充実を図り、既存施設の有効活用と適正利用を進め、利用しやすい施設づくりを推進する。</p>	
	<p>4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化</p> <p>子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、家庭、学校、地域社会が一体となった「安心・安全な教育環境づくり」を推進する。</p>	<p>(15) 家庭、学校、地域社会、関係機関の連携のもとに、次代を担う子どもたちを育成する。</p> <p>(16) 学校、家庭、地域社会が連携して『いじめ・不登校〇（ゼロ）への挑戦』を推進する。</p> <p>(17) 『学校の安心・安全対策』の徹底を図り、子どもたちが安心して安全に生活できる学校や地域の環境づくりを進める。</p> <p>(18) 家庭教育や地域活動に関する情報や学習・交流の機会を提供する。</p> <p>(19) 子どもたちの体験を重視した学校外活動・余暇活動の機会を充実する。</p> <p>(20) 家庭・地域社会と連携した教育を目指し、保護者や地域住民の参画を求め、開かれた学校づくりを推進する。</p>	

平成19年度

あきる野市教育委員会教育施策展開構図



第7 あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の平成19年度点検及び評価

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

【重点項目1】人権尊重の理念を市民に定着させ、偏見や差別のない社会をつくるために人権教育を推進する。

平成19年度の取組状況
人権教育推進のための調査研究事業の一環として全校児童・生徒及び保護者対象の「挨拶、言葉遣いの実態調査」を実施し、次年度の実践につながる素地ができた。
課 題
全校児童・生徒及び保護者対象の「挨拶、言葉遣いの実態調査」及び御堂中学校ブロックでの取り組みをもとに地域の実態に応じた運動を展開し、地域全体の人権意識の向上を図ることが課題である。
今後の取組の方向性
今後は、「挨拶、言葉遣いの実態調査」の結果をもとに市内全体において「挨拶・言葉遣い」の運動を展開し、地域ぐるみの人権教育の推進を図る。

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
人権教育推進のための調査研究事業	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育総合推進地域事業を通じて、培った人権教育の基盤作りを進め、地域の団体や関係団体、機関により、学校・家庭・地域が連携した人権意識を育てる活動を推進した。 ・事業概要 人権教育推進地域委員会の開催(年2回)、御堂中学校区ブロックをモデル地域として、学校と地域が連携協力し、「地域で育てる人権意識」をスローガンに、「優しいことば元気なあいさつ」の活動を展開した。 ・主な関連事業 教育フォーラム(市P連と協賛) おとなが手本の あきる野市 「優しいことば 元気なあいさつ」をテーマに、実践報告や講演会を実施した。 あきる野市教育の日(青少年係と合同) 未来を築く青少年育成あきる野大会小学生人権メッセージ発表会・中学生の主張大会を実施した。 	指導・学務課 生涯学習推進課
道徳授業地区公開講座	○	小中学校で道徳の時間の授業を地域に公開した。授業終了後、意見交換会や講師等を招聘しての講演会を実施した。	指導・学務課

基本方針 1 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

【重点項目 2】子どもたちが、社会生活の基本的なルールを身に付け、「思いやり」や「助け合い」、「敬意」の心をはぐくむために、体験を重視した心の教育を推進する。

平成 19 年度 の 取組 状況
総合的な学習の時間の内容を工夫し、国際理解教育等の体験活動を通して、心の教育の充実を図った。
課 題
新しい学習指導要領の実施に向けて道徳及び総合的な学習の時間の内容、方法を見直し、「思いやり」や「助け合い」、「敬意」の心をはぐくむことを目的とした全体計画、指導計画の見直し及び検討が課題である。
今後の取組の方向性
学習指導要領の改訂に伴い総合的な学習の内容を精選し、「思いやり」や「助け合い」、「敬意」の心をはぐくむための体験的な活動を工夫するとともに、道徳を中心に、全教育活動の中で心の教育のさらなる充実を図っていく。

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
総合的な学習の時間関連事業の推進	○	国際理解教育、情報教育、福祉・健康教育、環境教育等、各教科で培った学力を基にして、総合的に活用する能力をはぐくむ学習の充実を図った。	指導・学務課
子どもの体験活動・奉仕活動への支援	○	青少年体験活動等支援センター及び支援者バンクを活用し、充実を図った。青少年体験活動等支援センターを週3日、年間121日開設し、青少年体験活動に関する相談、支援者の紹介、情報収集・提供等を行った。学校、PTAや地域等からの紹介申請に対し、活動に応じ、適した支援者の紹介を24件行い、利用者は1,788人あった。	生涯学習推進課

基本方針 1 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

【重点項目 3】子どもたちが、地域社会の一員としての自覚をもち、一人一人が役割を果たして、広く社会に貢献しようとする心を育てる教育を推進する。

平成 19 年度 of 取組状況
<p>平成 19 年度は、学校におけるキャリア教育の推進や成人式、図書館インターンシップ事業を通して青少年の地域活動や社会貢献活動に対する理解の促進を図った。</p>
課 題
<p>キャリア教育の一環として実施されている中学校の職場体験学習においては、協力していただく事業所等の施設との活動内容等の打ち合わせや学校における事前・事後指導の充実が課題である。</p> <p>地域において、青少年自身が体験活動を通して、人の役に立つなど、社会貢献活動の主体となることのできる機会づくりが課題である。</p>
今後の取組の方向性
<p>生涯学習分野においても、青少年の体験活動を通じた社会貢献活動の場の提供の充実を図る。</p> <p>従来 of 活動に加え、地域と連携した総合的な学習の時間における活動の充実を図るとともに、様々な地域行事等への参加を促すなど、児童・生徒が地域社会に貢献している実感をもつことができる活動をさらに工夫していく。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
キャリア教育（職場体験学習等）の推進	○	各中学校の 2 年生を中心に、事業所や福祉施設、公共団体へ行き、連続 3 日間（18 時間）の職場体験学習を実施した。	指導・学務課
青少年体験活動等支援センターの充実	○	支援者バンクと連携し、情報提供や支援者の紹介を行い事業の充実を図った。申請件数 45 件、支援回数は延 100 回あった。	生涯学習推進課
成人式開催事業	○	平成 20 年 1 月 14 日秋川キララホールで 2 回に分けて開催した。該当者 860 人、参加者 633 人、出席率 73.6% 今後、対象者が減少する傾向にあることと式典の効率的、効果的運営を図るため、1 回で実施することを検討する。	生涯学習推進課
図書館インターンシップ事業	○	図書館において職業体験を希望する市内在住の中学生・高校生・大学生を対象に、受け入れ事業を実施している。 平成 19 年度は 40 人の希望者のうち 31 人に対して延べ 21 日間実施した。 平成 19 年度は中央図書館開館準備のために希望者全員を受け入れることができなかった。	図書館

基本方針 2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

【重点項目 4】 基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図り、子どもの自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進する。

平成 19 年度 の 取組 状況
<p>日本の伝統・文化理解教育や情報教育、英語活動の推進等、新しい教育課題に関わる事業を積極的に進め、各学校においては次期学習指導要領を想定した教育活動に取り組むことができた。</p> <p>また、AETの派遣事業や教員補助員等の人的な支援により、個に応じた多様な指導が可能になっている。</p>
課 題
<p>基礎的・基本的な学力の定着及び向上を目的とした授業改善推進プランに基づいた授業改善、新しい教育課題を踏まえた教育活動の充実が課題である。</p>
今後の取組の方向性
<p>学習指導要領の改訂に伴い、各学校における授業改善推進プランに基づいた基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図り、子どもの自ら学び、自ら考える力を伸ばすための個に応じた教育活動を支援する。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
外国人学校生徒等教育振興経費	◎	外国人学校に在学する生徒等の保護者に対して、教育費の経済的負担を軽減するため補助金を交付した。 交付額：1名×2,000円×12ヶ月=24,000円 交付対象者は減少傾向である。	教育総務課
指導方法の工夫改善	○	小規模校を除く小・中学校16校に対して、小学校12名、中学校12名の少人数指導担当教員を配置し、通常学級より少ない人数のグループ編成授業で、学習指導の充実を図った。	指導・学務課
PC機器及びPCルームの整備	○	<ul style="list-style-type: none"> 各学校のPCルームには40台の機器を整備、高速回線（光ファイバー）を用いた専用のネットワークを構築 校務用のPCを順次配置、20年度以降、図書室、保健室、特別支援学級へのLAN工事及び機器の整備を行い、ネットワークの充実を図る。 	指導・学務課
PC活用教育の推進	○	情報ネットワーク委員会を通して、各学校の情報教育の充実を図るような実践事例の研究や教員の情報教育リテラシー習得に向けての講習会を実施した。	指導・学務課

学校図書館用図書 の整備	○	小中学校の学校図書館の図書のより一層の充実を図り、児童生徒の知的活動を増進した。 小学校決算額：8,287,471円、中学校決算額：2,310,143円	指導・学務課
A E T 派遣事業	○	・小学校へは、A E T 派遣業者との契約を結び、英語講師を68日間派遣した。また、19年度は、英語指導補助員として1人の補助員を雇用し、180日間学校へ配置した。 ・中学校へは、A E T 派遣業者との契約により、英語講師を283日間学校へ派遣し、英語の時間のネイティブスピーカーとして活用した。	指導・学務課
奨学推進事業	◎	高等学校・大学等に在学し、成績優秀であるが経済的理由により就学困難なものに対して、学費の一部を貸付けた。 現金保有額：14,657,571円、貸付債権額：8,315,250円	指導・学務課
就学援助事務事業	◎	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を支給した。 小学校：611人 36,347,540円、中学校：315人 28,327,517円	指導・学務課
学校事務事業（小中学校事務）	○	市立小中学校18校全校に非常勤職員を配置し、効率的な学校運営を実施した。 小学校：12人 12,075,845円、中学校：6人 9,207,221円	指導・学務課
学校事業等に対する支援事業	○	・中学校の部活動が公式の対外活動を実施する際の参加費・交通費等を支援した。 ・修学旅行、移動教室、特別支援学級宿泊訓練等の補助事業を実施した。 ・学期中、夏季休業中の水泳監視指導員を各学校に配置した。	指導・学務課
教員補助員等配置事業	○	国語や算数・数学の補助や特別な支援が必要な児童・生徒への支援を行う補助員を各学校に配置し、児童・生徒の学力の向上、特別支援教育の推進を図った。	指導・学務課
学校運営指導事業	◎	・小中学校の副読本の購入、作成を行った。 ・各種研究会への委託業務を行った。 ・小中学校教育研究会への委託業務を行った。 ・各種負担金、補助金の交付を行った。	指導・学務課
図書館活用推進事業	○	各学校に図書館補助員を配置し、学校図書館の整備、児童・生徒の読書活動の推進を図った。	指導・学務課

遠距離通学支援事業	◎	遠距離から路線バスを利用して通学する児童生徒の保護者の負担を軽減するため、通学定期購入費を補助した。 小学校：10人 310,700円、中学校：22人 2,456,100円	指導・学務課
中学校進路指導事業	◎	主として中学3年の生徒に対し、進路選択や生き方指導等将来のために進路指導を行った。	指導・学務課
学級編成事務事業	◎	通常の学級は1学級40人、特別支援学級の固定級は8人、特別支援学級の通級情緒障がい学級は10人、言語障がい学級は20人で学級編成した。 小学校：173学級、中学校：68学級	指導・学務課
非常勤職員等補充事務	◎	教職員の産休、育休、病気休職等による欠員に対して、臨時的任用教員、講師等を補充し、養護教諭、都事務職員及び栄養士の病気休職等は、市非常勤職員の補充をする。 平成19年度は、教職員の産休、育休、病気休職等の欠員について、臨時的任用教員、講師等を補充した。	指導・学務課
市立学校就学措置事務事業	◎	市内に在住している児童生徒や転入してきた児童生徒の就学措置を行った。 小学校：774人、中学校：816人（小中学校共に入学通知送付者数）	指導・学務課
教科用図書採択事業	◎	文部科学省検定済み教科書は、通常、教科ごとに数種類あるため、この中からあきる野市立学校で使用する一種類の教科書を決定（採択）を行った。	指導・学務課
「子どもと親の相談員」活用調査研究委託	○	小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、いじめ、不登校などの早期発見、早期対応や未然防止に関する調査研究を実施した。（平成19年度配置校 西秋留小・草花小）	指導・学務課
生徒指導推進協力員活用調査研究事業	○	小学校に「生徒指導推進協力員」を配置し、いじめ、不登校などの早期発見、早期対応や未然防止に関する調査研究を実施した。（平成19年度配置校 五日市小）	指導・学務課
生きる力をはぐくむ読書活動推進地域事業	○	国の指定事業で、五日市地区小中学校6校をモデル地区として、小中学校連携で読書活動を推進した。また、学校図書館と公共図書館の連携を図った。	指導・学務課

豊かな体験活動推進事業	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あきる野学園との学校間交流事業の実施（西秋留小・一の谷小・西中） ・命の大切さを体験的な活動をとおして学ぶ事業の実施（秋多中） ・子どもたちが豊かな人間性や社会性などの様々な体験活動を小中学校、特別支援学校、地域社会が連携のもとに実施する交流活動の研究を行った。 	指導・学務課
理科支援員等配置事業	○	<p>小学校5・6年生の理科における観察、実験等の体験的な学習について、理科教育の充実を図るため「理科支援員」を対象学級に配置し、教員の理科指導力の向上の支援を行った。（草花小・増戸小）</p>	指導・学務課
日本の伝統・文化理解教育推進地域事業	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、地域と連携した伝統・文化理解教育の推進を図った。 ・平成19年度対象校8校、小学校7校（東秋留小・多西小・西秋留小・南秋留小・一の谷小・戸倉小・小宮小）中学校1校（五日市中） 	指導・学務課
理数大好きモデル事業	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・「理科・数学への興味・関心を高め、意欲的に学ぶ子どもを育成」を目指して研究を進めた ・平成17年度から平成19年度までの3年間文部科学省の委託による「独立行政法人科学技術振興機構」の地域指定を受け実施した。 ・最終報告会を実施。児童・生徒による実践報告及びパネルディスカッションを行った。 ・地域指定校等 教育委員会・多西小・屋城小・南秋留小・五日市小・戸倉小・小宮小・秋多中・五日市中 	指導・学務課
総合的な学習の時間への人材及び資料の情報提供の充実	○	<p>青少年体験活動等支援センターと支援者バンクの協力・連携により情報提供の充実を図った。</p>	生涯学習推進課
子ども読書推進事業	◎	<p>幼児・児童に絵本の読み聞かせや素話を行うことで想像力を養うことを目的におはなし会を実施した。公演会（人形劇）・映画会を実施することにより、絵本や物語を手にとるきっかけを作った。また、児童向けの図書リストを作成し読書への興味を呼び起こした。</p> <p>平成19年度の実績としては、おはなし会73回、公演会・映画会15回、児童向け読書リスト3種類を市立小学校の全児童に配布した。今後は職員の専門性を向上させ、組織として児童サービスのできる職員を増やし育てていきながら事業を推進していく。</p>	図書館

<p>学校教育調べもの 学習支援事業</p>	<p>○</p>	<p>児童・生徒の調べもの学習や総合的な学習における資料調査や、学校図書館では不足する資料・情報を補い、求める資料に到達できるよう図書館司書の専門性を活かして援助する事業。また、学校図書館向けに「図書館利用案内」を作成し、図書館の活用方法を紹介するほか、調べもの方法についての実習も実施している。</p> <p>平成19年度は、環境や修学旅行などをテーマに32件の調べもの学習依頼があり、これに対応した。</p> <p>また、図書館を活用した調べもの実習も延べ6回実施した。</p> <p>課題としては、同じ調べものテーマが同時期に各学校から出されるため、複数の資料を用意して提供できる体制を整えとともに、各学校間及び図書館との連絡を密にして、計画的に利用できるよう調整する必要がある。</p>	<p>図書館</p>
<p>学校図書館支援事業</p>	<p>○</p>	<p>学校図書館で不足する広範な資料を補うとともに、学校図書館司書教諭や学校図書館補助員、学校図書館ボランティアが必要とする知識や情報を提供する事業である。</p> <p>平成19年度は「読み聞かせ講座」を3回実施。また、「アニメーション」と「著作権」の講座も実施した。</p> <p>今後、各校の活動実績や専門知識など、情報の共有化を図り、図書館と学校図書館及び各学校図書館間の協力・連携体制を整備する必要がある。</p>	<p>図書館</p>
<p>学級読書事業支援事業</p>	<p>○</p>	<p>図書館利用のガイダンスを実施して図書館活用を促進するとともに、教科学習や学級での読書に必要な資料の団体貸出など、児童の身近に本がある環境をつくるために学校読書事業を支援している。平成19年度は、ガイダンスを7校15クラスで実施。団体貸出は、4校15クラスに3,428冊提供した。中央図書館開館準備のため、団体貸出が1学期間できなかつたため、実績が低下した。また、中央図書館が担当する小学校のガイダンスが未実施であるため、今後の実施が課題</p>	<p>図書館</p>

基本方針2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

【重点項目5】「食」に関する指導や家庭における基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図る。

平成19年度の取組状況
<p>教育フォーラムや家庭向けリーフレットなどを活用して、家庭における基本的な生活習慣の定着に向けての支援を行った。「食」に関する指導については、各学校の食育担当者等を中心に、指導体制を整備するとともに、指導計画を作成することができた。</p>
課題
<p>学校、家庭、地域および関係諸機関の連携による「食」に関する指導について、その具体的な方法を検討するとともに、あわせて学校での学習の基盤となる基本的な生活習慣についても家庭の協力を得ながら定着を図ることが課題である。</p>
今後の取組の方向性
<p>改定された新学習指導要領では、学校、家庭、地域および関係諸機関の連携が強く求められている。これを受け、今後は、小・幼・保連絡協議会や教育フォーラム等の内容をさらに充実させながら、家庭学習の習慣化や、「食」に関する指導を含めた基本的な生活習慣の形成を図るための手だてに取り組んでいきたい。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
家庭の役割見直し意識啓発事業の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> 就学予定児をもつ家庭と幼稚園・保育園、学校に対して、幼稚園・保育園、学校、家庭それぞれの役割を示したリーフレットを作成し、配布した。 教育フォーラムにおいて「あいさつと言葉遣い」をテーマとして家庭や地域においてのかかわりについて話題とし、保護者等の意識の啓発を図った。 	指導・学務課
食育の推進	○	<p>小・中学校の教育活動全般を通して、食に関する知識・理解の充実、学校給食や家庭科等の調理実習における食材についての児童・生徒の関心を高めた。</p>	指導・学務課
学校給食センター運営事業	○	<p>献立作成、食材の購入、給食の調理、各学校への配食と回収及び親子料理教室、学習時間を使っての栄養指導を行った。</p>	学校給食課
学校給食センター運営協議会運営事業	○	<p>小学校新1年生の給食開始時期を早め(年間受給回数増)それに係る給食納付金の改定について審議・答申した。</p>	学校給食課

基本方針2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

【重点項目6】特別な支援を必要としている子どもが、個々の教育的ニーズに応じた指導を受けられるよう特別支援教育を推進する。

平成19年度の取組状況
相談員による幼稚園や保育園への巡回相談や就学支援シートを活用した適正な就学相談、副籍交流事業の充実、個別の教育支援計画の作成と活用、校内委員会の充実、コーディネーターの養成などにより、地域や関係諸機関と連携した特別支援教育が展開された。
課題
これまで築き上げた特別支援教育のシステムの定着化を図り、新たに乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援方策について検討し、新しいシステムを構築することが課題である。
今後の取組の方向性
「特別支援教育グランドモデル地域」事業を推進し、関係諸機関との連携の強化を図るとともに、発達障害等の障害のある子どもの乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援方策について個別の教育支援計画を作成していく。

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
特別支援教育体制事業の推進	◎	特別支援教育のあり方等について、検討等するために検討委員会、専門委員会等を開催した。 検討委員会：2回開催 専門委員会：4回開催	指導・学務課
通級指導学級の開設・開級	◎	特別支援学級で十分な支援を行うため、屋城小学校に20年度開設予定の通級学級の開設準備をした。	指導・学務課
特別支援学級介助員の配置	○	特別支援学級で十分な支援を行うため、特別支援学級設置校に特別支援学級介助員を配置した。 小学校：7,659,840円 中学校：5,185,920円	指導・学務課
特殊教育就学奨励費支給事業	◎	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため学用品費等の補助を実施した。 小学校：25人 768,584円、中学校：21人 1,716,716円	指導・学務課
就学指導委員会・入級相談委員会の運営	◎	特別支援教育での指導を希望する児童生徒の就学や入級の必要性を検討した。 就学指導委員会：8回(42人審議)、入級相談委員会：8回(37人審議)	指導・学務課
学校へのスクールカウンセラーの配置、教育相談所の充実	○	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして、中学校6校全校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに校内の教育相談体制等の充実を図った。	指導・学務課

基本方針 2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

【重点項目 7】わが国や世界の文化・伝統に触れる機会を多様にし、郷土を愛する心と誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深める教育を推進する。

平成 19 年度の取組状況
日本の伝統・文化理解教育推進地域事業として、市内 8 校において先進的に取り組んだ活動の成果を、2 年次以降には市内全校の取り組みに発展させることができた。
課 題
各学校の日本の伝統・文化理解にかかわる取り組みに対して、地域の支援体制を構築し、組織的、継続的なかわりができるよう調整を図ることが課題である。
今後の取組の方向性
新学習指導要領の先行実施に向けて、これまでの 3 年間の取り組みの成果を生かしながら、学校への地域支援体制を確立し、各校における日本の伝統・文化理解教育のなお一層の充実を図っていく。

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
姉妹都市マールボロウ市教育交流事業	△	マールボロウ市からミドルスクールの生徒を受け入れ、滞在中、各市立中学校への体験入学や、各種交流事業などを通じて友好関係を深めた。また、マールボロウ市へ市立中学校の生徒を派遣し、滞在中、ミドルスクールの授業や各種交流事業などに参加するなど親睦を深めた。 交流時期と学校行事の関係から、受け入れる学校の体制が整えにくい状況にある。	指導・学務課
地域人材活用の推進	○	総合的な学習の時間等に、地域の人材をゲストティーチャーとして招聘し、地域の伝統・文化理解教育や体験的活動の充実を図った。	指導・学務課
地域の子どもへの伝統芸能等継承活動への支援	◎	郷土芸能連合会に対する補助及び活動支援を通じて、それぞれの地域における子どもたちに対する伝統芸能の継承活動を加盟団体すべてで実施している。	生涯学習推進課
日本の伝統・文化理解教育推進地域事業（再掲）	◎	各学校において、地域と連携した伝統・文化理解教育の推進を図った。平成 19 年度対象校 8 校、小学校 7 校（東秋留小・多西小・西秋留小・南秋留小・一の谷小・戸倉小・小宮小）中学校 1 校（五日市中）	生涯学習推進課
子どもの伝統文化体験事業への支援	○	文化庁が主催し、財団法人伝統文化活性化国民協会による「伝統文化こども教室」の実施に当たり、市内の青少年に対する伝統文化活動を行う団体に対して実施概要等を送付し、その取り組みへの働きかけを行った。平成 19 年度は市内で活動する 4 団体が委嘱事業として受託し、実施した。	生涯学習推進課

基本方針2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

【重点項目8】教員の資質・能力の向上を図るための研修を一層充実する。

平成19年度の取組状況
<p>教員の資質能力の向上を図るために中心的な役割をもつ教職員研修センターの開設に向けて、本市における独自の教職員研修システムを構築した。</p>
課題
<p>教職員研修センターの機能をさらに充実させるとともに、校内における教職員の育成に積極的にかかわり教職員研修センターに対する学校の理解と信頼を得て、その活用を図ることが課題である。</p>
今後の取組の方向性
<p>教職員研修センター指導員による学校訪問や、若手教員への指導、教職員研修センターにおける研修会など、教職員研修センターを活用した様々な取り組みを展開していく。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
教員研修プログラムの作成	◎	教職員研修センターの開設に向けて、これまで進めていた教員研修を体系化し、教員研修プログラムを作成した。	指導・学務課
教職員健康診断事業	○	教職員、嘱託員、講師、非常勤教員等に対して、健康診断を実施し、職員の健康管理を行った。受診者数、結核検診482人、消化器系検診144人、循環器系検診493人、婦人科検診249人	指導・学務課
教職員研修事務	○	東京都が実施する研修の周知及び推薦を行う。また、あきる野市教育委員会が独自研修を実施し、教職員の資質向上を図った。	指導・学務課
教職員悉皆研修事務	○	教職員が職務遂行上で必要となる初任者研修、2・3年次研修、10年次研修等の悉皆研修を実施し、教職員の資質向上を図った。	指導・学務課
教職員人事管理事務	○	教職員の新規採用、異動、昇任選考等及び嘱託員、講師等の採用、異動等について、東京都への内申事務等を行った。	指導・学務課
教職員服務管理事務	○	教職員の服務に関する指導及び周知を行い、学校における教職員の服務事故の防止及び服務規律の確保を図った。	指導・学務課
教職員等給与支給事務	○	教職員、講師等の給与、報酬等を年間15回支給した。また、扶養手当等の認定事務を行った。	指導・学務課

教職員福利厚生事業	○	公立学校共済組合、東京都教職員互助会、東京都福利厚生事業団等の事業について、教職員等に福利厚生に関する情報の提供及び各種事務手続を行った。	指導・学務課
教職員団体取次ぎ事務	○	東京都から通知される教職員団体に関する情報の提供等を学校へ行った。	指導・学務課

基本方針2 豊かな人間性と未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

【重点項目9】子どもや保護者の願いを実現できるよう、学校施設・設備の整備を進め、特色ある学校づくりと学校運営の改善・充実を図る。

平成19年度の取組状況
<p>市立小・中学校18校について、安全で子どもたちによりよい学習環境を維持・改善するため、学校やPTAからの要望を踏まえ、学校施設設備の改修、補修、修繕を行った。また、計画的に耐震化を進めていくため、小中学校施設耐震化推進計画を策定した。</p> <p>学校運営の改善・充実については、学校評議員制度を活用するとともに各種委員会や研修会を開催し、教育活動の充実を図った。</p>
課題
<p>学校施設の耐震化の促進及び施設設備の老朽化に伴う改善を進める必要がある。</p> <p>学校運営については、今後導入が予定されている学校関係者評価における学校評議員のかかわり方を工夫し、子どもや保護者の願いを生かした学校運営を推進することが課題である。</p>
今後の取組の方向性
<p>学校施設については、耐震化推進計画に基づき、最優先して耐震化を進めるとともに、児童・生徒の安全確保の観点で施設・設備の整備に取り組む。</p> <p>さらに、特色ある学校づくりと学校運営の改善のため、諸研修会の充実をめざすとともに、小中一貫校の研究や、小規模学校対策に取り組む。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
学校評議員制度の充実	○	学校の運営方針及び教育課程や教育活動の評価、児童・生徒の健全な育成、学校、家庭、地域との連携など、学校運営を支援した。	指導・学務課
通学区域弾力化の推進	○	通学区域の弾力化を推進するため、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応等の理由による指定校の変更を行った。 小学校：120人、中学校：98人	指導・学務課
小中学校大規模改造及び耐震補強工事	○	昭和56年以前に建築された校舎・体育館の耐震診断一次調査を基に、耐震化されていない施設について計画的に耐震化を進めるため、小中学校施設耐震化推進計画を策定した。 また、計画に基づき、平成20年度補強工事を実施する屋城小学校及び秋多中学校の耐震診断二次調査と耐震補強設計を実施した。	教育総務課

学校施設環境改善事業	○	<p>市立小・中学校18校について、法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある施設と環境を保つために、施設・設備の新設・増設、取替え等の改善を行う事業</p> <p>普通教室扇風機設置工事、トイレ洋式化工事、屋上防水工事など</p> <p>平成19年度：必要とする改善工事の件数、231件、実施した件数、48件（20.8%）</p>	教育総務課
学校施設環境維持事業	○	<p>市立小・中学校18校について、法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある施設環境を保つため、改修、補修、修繕等を行う事業</p> <p>平成19年度：必要とする修繕、工事の件数385件、実施した件数、238件（61.8%）</p>	教育総務課
各種委員会・各種研修会の企画・運営	○	<p>多様化する教育課題に対応するため、各学校の担当する教員を集め、委員会や研修会を実施し、学校における教育活動の充実を図った。</p>	指導・学務課
研究奨励事業の推進	○	<p>学校の特色ある教育活動を研究指定校とし、研究の支援にあたり、研究の成果を報告会や紀要に収録して、普及に努めた。</p>	指導・学務課
教育設備整備事業	○	<p>小中学校に必要な備品及び消耗品の充実を図ったことにより、学習環境の向上が図られた。</p>	指導・学務課
教育設備管理事業	○	<p>小中学校で使用している物品の管理、機器の借上げ等行ったことにより、学習環境の向上が図られた。</p>	指導・学務課

基本方針 3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

【重点項目 10】生涯学習推進計画に基づき、体系的な事業展開と推進体制の整備を進め、「いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできる」生涯学習の振興を図る。

平成 19 年度の取組状況
生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」における重点事業の展開を目標に取り組んだ。生涯学習拠点整備として、中央図書館を開館し、図書資料の充実やレファレンス機能の充実を図るとともに、子ども読書推進計画を策定するなど推進体制の整備を図った。また、市民の学習・交流の場づくりをはじめ、学習機会の提供など、多くの事業は計画通り進められている。
課 題
課題としては、生涯学習推進のための市民組織の立ち上げなど市民との協働による運営体制の整備等があり、今後取り組む必要がある。
今後の取組の方向性
「あきる野学びプラン」に基づき、市民が主体となって「いつでもどこでもだれでもが学ぶことのできる」生涯学習社会の実現を目指して、市と市民との協働による生涯学習機会の提供の促進を図る。 さらに、平成 19 年度策定した「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業等子どもたちが本に親しみ、豊かな言葉と考える力、やさしい心をはぐくむ読書活動を推進するための基礎づくりに取り組む。

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
生涯学習推進計画の推進	△	生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」に計上された生涯学習推進事業 275 事業のうち、86 事業を重点事業と位置づけ、平成 19 年度は 83 事業を展開した。今後の課題として、「生涯学習推進市民組織の設置」「学習成果評価システム構築の検討」など、学びプランの目標である『市民が主体となる生涯学習』に向けた取り組みを進める必要がある。	生涯学習推進課
生涯学習推進体制の整備	○	生涯学習の拠点施設として、中央図書館を開館した。 生涯学習コーディネーター養成講座を開催し、生涯学習推進市民リーダーを育成した。 生涯学習ガイドブックを作成し、学習情報の提供に努めた。	生涯学習推進課

生涯学習推進計画 理解啓発事業の実施	○	<p>生涯学習シンポジウム「人生いきいき輝いて～第二の人生を豊かに～」を生涯学習コーディネーターの会との協働により開催し、生涯学習活動を通して人づくり、地域づくり、まちづくりについて、意識の高揚を図った。</p> <p>生涯学習支援者バンクの運営を通して、学んだことや経験で得た知識・技術を社会に還元する機会を提供した。</p>	生涯学習 推進課
障害者支援事業	○	<p>公共図書館はすべての利用者に等しくサービスを提供することを前提としている。このため、活字で情報入手することが困難な市民に対し、録音図書・点字図書の貸出や音訳テープの作成、対面朗読サービス等を実施している。</p> <p>平成19年度は、対面朗読24件、郵送サービス92件のほか、地域資料を音訳する作業もすすめ、録音図書を2巻作成した。</p>	図書館
子どもの読書活動 推進計画策定事業	◎	<p>子どもの読書環境を整備する「子ども読書活動推進法」に基づき、読書を通じ子どもたちが健やかに成長することを目的に、あきる野市としての計画「あきる野市子ども読書活動推進計画」を策定した。策定に当たり、より良い内容とするため検討委員の市民公募や外部の学識経験者を招くほか、市内の学校や幼稚園など子どもの読書に関わる方を委員に委嘱し「あきる野市子ども読書推進計画検討委員会」を組織し、5回の委員会を開催した。また、庁内会議を2回、専門部会を2回行うとともに専門部会では市内の子どもの読書の現状を把握するために、市内幼稚園、保育園などの保護者にも協力してもらいアンケート調査を実施した。</p> <p>今後は、平成20年度から24年度までの5か年計画に基づき関係機関と協力連携し取り組みを行う。</p>	図書館
図書館レファレンス事業	○	<p>資料や情報を求めている利用者に対して、文献の紹介、提供、データ、類縁機関の紹介など、調査の援助を行う事業について、平成19年度は、レファレンス件数211件、簡易レファレンス件数14,784件あり、中央図書館開館以降増加している。</p> <p>今後、地元企業に対する経営上必要な情報・資料等の提供など、ビジネス支援の実施が課題である。</p>	図書館

インターネットによる図書館資料情報発信事業	◎	<p>図書館ホームページにより、利用についてのお知らせや蔵書資料の検索、貸出し・予約状況の確認、貸出中図書インターネット予約等の情報やサービスの提供を行なっている。携帯電話用のページも用意し、利用者の利便性の向上を図っている。インターネットにより、閉館時でも蔵書検索などのサービスを利用することができる。予約図書が用意できた場合も、不在者へスムーズに通知することができる。</p> <p>平成19年度は、82,333件のアクセスがあり、情報発信の重要な役割を担っている。今後もさらに増加傾向にある。</p> <p>課題としては、より新しい情報を提供するため、更新作業にかかる時間を短縮したいと考える。更新作業ができる技術を持った職員をさらに増やすように努める必要がある。</p>	図書館
西多摩広域行政圏図書館連携事業	○	<p>西多摩広域行政圏域を構成する8市町村の全ての市町村立図書館で、自市(町村)だけではなく、西多摩地区の全ての住民に対しても資料の貸出等のサービスを行う。</p> <p>これにより西多摩地区全域の図書や視聴覚資料など約200万点の利用が可能になり、行政境付近の住民も隣接自治体の図書館が利用できるようになる等、利便性が向上する。</p> <p>平成19年度、あきる野市から他市町村への登録者数は454人、利用者数は5,142人、貸出点数は21,621点、他市町村からあきる野市への登録者数は1,347人、利用者数は11,588人、貸出点数は41,726人となっている。</p>	図書館
図書館資料の収集・整理・保管事業	◎	<p>毎年多量に刊行される図書資料(一般書、児童書、逐次刊行物、視聴覚資料)の中から図書館司書が市民要望を反映した資料の選択を行い、受入・装備等を行なって貸出しができるよう整備する事業。図書館法に基づく図書館の第一義的な目的でもある。</p> <p>平成19年度は、一般書18,729冊(行政・地域資料1,819冊を含む)、児童書6,185冊(紙芝居90点を含む)、逐次刊行物637タイトル、視聴覚資料1,379点を受け入れた。</p> <p>特に昨今は、自治体やその関連団体の地域に関する資料やビジネスツールになる住宅地図や全国の電話帳、法令関係資料等、非常に広範囲の資料に対して要望があり、収集・整理・保存する必要が生じており、整備する作業の重要度は増している。</p>	図書館

<p>図書館資料提供事業</p>	<p>◎</p>	<p>図書館法の規定に基づく図書館の目的として、市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、市民の求めに応じて、図書、逐次刊行物、視覚資料等の図書館資料及び知識、情報を提供することが定められている。これに基づき、図書資料を貸出、閲覧等の方法により提供している。</p> <p>平成19年度は中央図書館も開館し、貸出冊数も全館で62万冊を超え、ますます市民が身近に図書館を利用するようになっており、市民が情報を得る機会を公共の機関が保障している。</p>	<p>図書館</p>
<p>図書館協議会運営事業</p>	<p>○</p>	<p>図書館法第14条の規定に基づき協議会を設置。協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者により組織し、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べる。協議会の設置により、市民や学識経験者の意見を取り入れた図書館運営を行なっている。協議会委員8名を委嘱している。</p> <p>平成19年度は協議会を3回開催した。</p>	<p>図書館</p>

基本方針 3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

【重点項目 1 1】学習活動や交流の場の充実と学習情報の収集・提供を進め、団体と人材の育成を図り、市民参加の促進と協働による生涯学習活動を支援する。

平成 19 年度の取組状況
生涯学習関連事業の実施に当たっては、市民や市民団体等との連携・協力を進め、サークルガイド等による情報提供などを通して、活動を支援した。また、公民館市民企画講座や芸術文化振興啓発事業、図書館市民協働事業を行った。さらに、生涯学習ボランティア（コーディネーター）や指導者の育成、人材バンクの充実を図った。
課題
市民の企画運営による事業実施の促進など、改善余地がある。
今後の取組の方向性
市民の自主的・主体的な学習・交流活動の支援を進める。また、生涯学習センターや公民館を中心に、市民との協働による学習機会の提供の場づくりを進める。さらに、市民との協働による図書館サービスの充実を図るため、図書館ボランティアの育成と活動の場づくりを進める。 そして、市民の企画・運営による講座等の実施や関係団体との協働による事業展開を進め、芸術文化振興啓発事業の実施を実行委員会組織により実施する。

（施策・事務事業別点検）

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
秋川流域市町村視聴覚教育協議会運営事業	△	あきる野市・日の出町・檜原村の小・中学校で活用できる視聴覚教材（機器・ソフトウェア）の貸出・管理の業務を実施した。 ビデオ等の貸出件数の減少等により、決算監査において設立当時と現在における社会経済情勢を比較し、協議会が真に必要なかその存続等について指摘されている。	指導・学務課
市民の自主的な社会教育・生涯学習事業に対する支援の充実	○	社会教育関係団体名簿、サークルガイド等を活用し、学習・活動相談・紹介業務を行った。	生涯学習推進課
芸術文化活動の実施	○	アートスタジオ五日市を舞台にレジデンス事業を行い、版画家 3 名（国内 2 名、国外 1 名）を招聘し、芸術・文化活動の向上を図った。	生涯学習推進課
社会教育関係団体の育成と自主・自立的活動支援	○	社会教育関係団体登録に基づく名簿を作成、配布し、生涯学習・社会教育活動の支援を行った。 社会教育関係団体へ補助金を交付し団体の育成と活動の支援を行った。	生涯学習推進課

生涯学習ボランティア及びコーディネーター・指導者の育成と人材バンクの充実	○	生涯学習コーディネーター養成講座の開催 人材バンク登録者の募集を行い、登録者が 150人になった。	生涯学習 推進課
民間教育事業者との連携・協力体制事業の充実	○	生涯学習支援者バンク等との連携・協力を行うとともに、あきる野ルピアにおいては、NHK学園との共催による生涯学習事業を展開し、民間教育事業者との協力・連携による事業を実施した。今後、さらに、市民の学習機会の充実を図るため、さらなる各種団体等との協力連携を進める必要がある。	生涯学習 推進課 あきる野 ルピア
青少年音楽の祭典開催事業	○	市内の小・中・高等学校及び青少年音楽団体25団体が一堂に会し、日頃の活動成果の発表を行い、活力ある音楽のまちづくりの推進を図るとともに、音楽活動を通じた交流と豊かな情操を育むことを目的に実行委員会を組織し開催した。	生涯学習 推進課
国際化推進青年の会活動支援事業	○	国際化の推進を図ることを目的に海外派遣経験者を中心に組織された同会の活動を支援するため補助金を交付した。 今後は、マールボロウ（米国）以外、アジア諸国等の国際理解、交流の機会をつくる必要がある。	生涯学習 推進課
公民館における寿大学開催事業	○	秋川校は577名の受講生を対象に秋川キララホールを主会場にして17回の各種講座を実施し、五日市校は136名の受講生を対象にまほろばホールを主会場にして15回の各種講座を実施した。	公民館
市民文化祭運営事業	○	文化祭参加団体で組織する運営委員会との共催で、10月から11月にかけて実施した。参加団体数は展示が73団体、催物が45団体の合計118団体あった。	公民館
公民館における市民大学開催事業	○	「シナリオ入門～読解力・表現力・想像力をつける～（全5回）」等6講座で延べ12回、参加者数は延べ308名あった。 今後は、公民館（市）が企画し、参加者（市民）を募集する手法の改善や、趣味・教養を高める内容など、市民大学としての講座のあり方等について、改善が必要である。	公民館
公民館における市民企画講座開催事業	○	市内2団体の企画による講座を2講座実施した。参加者数は合計で115名あった。	公民館
公民館における各種共催事業	○	NHKとの共催で「失われた文明 インカ・マヤ・アステカ展」等2講座を実施した。参加者数は合計で159名あった。	公民館
芸術文化振興啓発事業	◎	市民で構成する実行委員会を組織し、「第1回あきる野絵画展」を実施し、市内外から68人、97点の応募があった。	公民館

図書館市民協働事業	○	<p>市民の社会参加活動の推進を目指し、図書館活動における市民参加のシステムを確立し、図書館事業の様々な分野で市民との協働により図書館サービスの充実を図っている。</p> <p>また、ボランティア育成講座にて技術や知識を習得した市民が、学んだことを活かして主体的に活動できるように、ボランティアとして図書館事業に参加できる場と機会を提供している。</p> <p>平成19年度は、おはなしかい、わらべうたのじかん、リサイクル市、出張図書館、人形劇公演会などの事業90回に、延べ315人がボランティアとして活動した。</p>	図書館
図書館人材養成事業	○	<p>児童・青少年、高齢者、障害者等様々な利用者に対する図書館サービスを展開していくため、また、市民協働の機会を提供するに当たって必要となる知識や技術を習得してもらうための事業。市民ボランティアの養成講座と、主体的且つ継続的に活動できるようフォローアップの講座を実施している。</p> <p>平成19年度は、「読み聞かせボランティア講座」及び「DAISY紹介講座」を合計4回行い、市民ボランティアのレベルアップを図り、また、新たな事業への展開を図った。</p>	図書館
秋川キララホール運営事業	○	<p>寿大学、各小・中・高等学校の合唱コンクール等の学校・公共機関及び市内外の音楽サークル、幼稚園等の発表会、各種団体等の総会、レコーディング等に対する貸館事業を行い、228団体の利用があった。</p> <p>また、主催事業として、ポップスコンサート系4事業、クラシックコンサート系7事業を実施した。</p>	秋川キララホール
スポーツと音楽のまち振興協会運営事業	○	<p>振興育成事業として、市立小中学校在校生等へのスポーツ・音楽・芸術・伝統文化活動に対する助成等を実施し、スポーツと音楽によるまちづくりを推進した。</p>	秋川キララホール
NHK学園共催事業	○	<p>市とNHK学園の共同企画事業。「輝いて生きる」をメインテーマに高齢化社会をむかえつつある年代及び高齢者がこれからの人生をどう生きるのか今までの自分を振り返り、今後の生き方や姿勢を学ぶための機会として、ニット作家の広瀬光治氏による教養セミナーを実施した。</p>	あきる野ルピア
ITボランティア養成事業	○	<p>情報処理の学習ボランティアとして認定されたITボランティアのレベルアップ講習及びITボランティアとして養成（認定）するための講師の補助活動を行った。</p>	あきる野ルピア
ITボランティア活動事業	○	<p>一般市民を対象にITボランティアによる初心者向けパソコン講習を6種27講座と初心者の質問に答える「Q&A」を16回実施した。</p>	あきる野ルピア

現代課題講座事業	○	<p>地域において現代が抱える様々な課題について社会的背景や問題点、解決に向けた取り組みについての学習として、19年度は週5日制に対応した親子自然体験学習を実施し、体験を通じた家庭の和づくりの機会となった。</p> <p>今後は、現代的課題の本質である、公共性・社会性、現代性・緊急性等を踏まえた学習の機会づくりに取り組む必要がある。</p>	あきる野 ルピア
市民カレッジ公開講座事業	○	<p>多くの市民に学習機会を提供し、市内の歴史や文化の素晴らしさを知ってもらう市民カレッジ人材養成入門講座の一部を一般向け公開講座として実施した。</p>	あきる野 ルピア
市民解説員養成事業	○	<p>「市民に自分たちのまちを語れる人」の育成を目的に、市民解説員を養成するため、あきる野の自然・歴史等について学習する市民カレッジ人材養成講座を実施した。</p>	あきる野 ルピア

基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

【重点項目12】市内に伝わる有形・無形の文化遺産の保護につとめ、文化財の公開・活用を推進し、郷土学習の機会を提供する。

平成19年度の取組状況
<p>平成19年度は、五日市郷土館、二宮考古館において、資料の収集と古文書、考古資料等の基礎資料整理を行い、適切な保管に努めた。各種の企画展等の開催、体験教室等事業の実施を通じて、文化遺産に触れる機会を提供するとともに、収蔵古文書、考古遺物等の整理調査等を行った。</p> <p>また、近代和風建築物調査を市民解説員の協力により実施し、600件を超える調査実績を得た。文化財保護意識の普及・啓発を目的として、各種の体験講座や郷土あれこれを発行し、「てくてくポンポンカード」や「さわれる土曜日」を継続した。さらに、都指定文化財保存修復事業に対する指導及び市指定文化財保存修復事業に対する補助金等の支援を行い、価値を損ねないよう適切な処置を行った。埋蔵文化財については、開発事業にともなう確認調査、立会調査、発掘調査並びに埋蔵文化財包蔵地の分布調査を行い、適切な埋蔵文化財の保護に努めるとともに、各遺跡調査会等への指導を行なった。</p>
課 題
<p>今後、市民の文化遺産への理解を深めてもらうための取り組みとして、調査研究成果をまとめた文化財関係書籍の発行やインターネットを活用した文化遺産の紹介等の情報提供を図っていく必要がある。</p>
今後の取組の方向性
<p>文化遺産の適正な保存、継承、活用のために、調査によって明らかになった文化財について、登録や指定等を検討し、適正な保護施策を進める。また、図書館アーカイブを活用した指定文化財等の情報公開を促進し、文化遺産の保護活用に対する市民の意識の向上に努める。さらに、文化遺産は市民共有のものであることを基本に、今後も市民との協働により文化遺産の掘り起こし等を担う市民解説員等の文化財保護活用の市民推進リーダーの育成支援や埋蔵文化財保存施設整備の検討を行う。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
文化財の指定事業の充実	○	市指定天然記念物に関して、都天然記念物指定への取り組みを行い、「地蔵院のカゴノキ」が都指定となった。	生涯学習推進課
文化遺産の伝承事業の充実	○	農村歌舞伎の伝承に必要な道具類を二宮考古館に保管して適宜提供し、また、それらの使用等に関して指導、助言を行った。また、囃子等の保存団体で構成する連合会の活動に対して、指導、助言を行った。	生涯学習推進課

文化遺産の調査・研究の促進	○	社寺建造物の文化財評価を行うための調査を実施した。さらに、東京都近代和風建築物調査と併せ、市内に残る明治時代から昭和10年代に建築された民家等600件を越える調査実績を収めた。	生涯学習推進課
文化遺産の普及・啓発活動の推進	○	市内文化遺産2件(「智進小学校跡地と橋場遺跡」及び「二宮神社宮殿」)に説明板を設置した。また、五日市憲法草案を普及、活用するため、検討委員会で検討した。	生涯学習推進課
学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進	○	五日市郷土館、二宮考古館の展示に関わる市民解説員への解説研修を実施した。	生涯学習推進課
文化財資料収集保管事業	○	五日市郷土館においては24件(156点)の資料、223冊の図書を新たに収蔵し、二宮考古館においては、214冊の図書を新たに収蔵し、各館でこれらの登録等の作業を行った。	生涯学習推進課
伝統芸能保存活動支援事業	○	農村歌舞伎の伝承に必要な道具類を二宮考古館に保管して適宜提供し、また、それらの使用等に関して指導、助言を行った。また、囃子等の保存団体で構成する連合会の活動に対して、指導、助言をおこなった。	生涯学習推進課
資料館運営事業	○	常設展示及び企画展示等を通じて、市民の郷土学習や郷土資料の利用に際して、必要な説明、助言、指導等を行った。	生涯学習推進課
文化財講座等開催事業	○	五日市郷土館において、芋掘りなど昔の生活体験教室等5回開催し、合計124名の参加を得、二宮考古館においては、勾玉づくり教室等16回開催し、合計260名の参加を得た。	生涯学習推進課
収蔵資料調査研究事業	○	五日市郷土館で収蔵する近世地方文書、二宮考古館で収蔵する須恵器の調査を実施した。	生涯学習推進課
開発に伴う埋蔵文化財調査事業	○	49件の発掘届に対して、そのうち11件について試掘調査が必要と判断して調査を実施し、2件の調査組織を運営管理した。	生涯学習推進課
指定文化財公開促進事業	○	市指定文化財の所有者38人に対して管理公開謝礼を支給し、公開促進を図った。	生涯学習推進課
文化財保護審議会運営事業	○	文化財に関わる会議を3回開催し、文化財の保護・保存に関する協議及び視察を行った。	生涯学習推進課
郷土学習支援事業	○	五日市郷土館、二宮考古館の展示に関わる市民解説員への解説研修の実施や、市民解説員の協力による小学校社会科授業等での解説等を行った。	生涯学習推進課
市所有指定文化財保存管理事業	○	「西秋留石器時代住居跡」等市所有指定文化財管理のための除草を実施した。	生涯学習推進課

文化財図書発行事業	○	文化財啓発広報として、「郷土あれこれ」を第18号、19号の2号で計4,000部発行し、市民の文化遺産への理解を深めてもらうための取り組みを計画どおり進めた。 調査研究活動の成果としての書籍発行が行えない状況が続いており、今後、資料集等の発刊に取り組む必要がある。	生涯学習 推進課
市内文化遺産調査事業	○	社寺建造物の文化財評価を行うための調査を実施した。	生涯学習 推進課
企画展・特別展等開催事業	○	五日市郷土館においては、写真展、収蔵品展等の企画展や、旧市倉家住宅を活用した年中行事の展示などを計56回開催し、二宮考古館においては、二宮神社関係の写真展などの企画展等を51回開催した。	生涯学習 推進課
指定文化財保存・修復事業	○	総門等の修復事業（補助事業）を実施している広徳寺に対して、指導・助言を行うとともに、事業の実施、補助金交付等にかかわる手続きを行った。	生涯学習 推進課
指定文化財公開支援事業	◎	東京都文化財ウィークの実施に当たり、市内の都指定文化財の所有者に参加の働きかけを行い、12人の方に公開事業への参加を得、多くの市民に公開して頂いた。また、五日市郷土館、二宮考古館において市民へ関係資料の配布や情報提供を行った。	生涯学習 推進課
無形文化財記録作成事業	○	軍道紙の作業風景の一部を写真に記録し、その記録保存に努めた。 今後、伝承者の高齢化等により減少しつつある保持者や保持技術を映像記録し、後世に伝えるため、映像記録作成事業が必要である。	生涯学習 推進課
指定文化財管理事業	○	所有者等からの現状変更許可申請に対して、書類手続きや事業の実施に際して指導・助言、調整を行い、諸手続きを行った。	生涯学習 推進課
埋蔵文化財包蔵地管理	○	発掘調査によって新たに発見、変更された遺跡、また発掘調査の実施によって消滅した遺跡に関して都に届け出し、埋蔵文化財地図の改訂手続きを行った。	生涯学習 推進課
開発に伴う埋蔵文化財管理事業	○	各種開発事業の予定者から、埋蔵文化財の存否に関わる問い合わせが880件あり、発掘届の提出が45件あった。提出された発掘届については、事業内容と現地を確認し、都に文書を進達した。	生涯学習 推進課

無形文化財伝承者養成支援事業	○	都指定無形文化財「軍道紙」の保存に関し、現技術保持者の高齢化と新たな技術習得者の誕生に伴い、より円滑な技術伝承、文化財保存の在り方を、都と伝承施設管理者と調整を行い、助言、指導を行った。	生涯学習推進課
埋蔵文化財調査研究事業	—	本事務事業は、いわゆる学術調査により市内にある遺跡存在を明らかにしていくために実施する埋蔵文化財の発掘調査事業であり、19年度はその機会がなかった。	生涯学習推進課
五日市憲法草案受入活用事業	◎	<p>中央図書館が寄託先となった「五日市憲法草案」及び「深沢家文書」一式は、資料の性質上、常時展示・公開することができない。このため、原資料は劣化しないよう十分な配慮のもとに保管するとともに、憲法草案をはじめとする地域資料のデジタルデータ化をして、館内PC及びインターネットで公開することにより全国に発信し、市民だけでなくだれもが閲覧・活用できるようにする事業である。</p> <p>平成19年度は、市内の指定文化財について、写真・データの入力・ページの作成を行った。閲覧件数も40,210件で、安定している。今後、資料の公開を拡充していくことでより多くの地域情報を閲覧することが可能となり、アクセス件数の増加も見込まれる。</p>	図書館
市民解説員活動事業	○	地域における生涯学習の推進を図るため、解説活動を通して習得した知識と技術を市民だけでなく、市外の人にも伝えることを目的に市内探訪、社会教育施設での解説活動を行った。	あきる野ルピア

基本方針 3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

【重点項目 13】スポーツ施設の整備や指導者及び団体の育成と、スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供を行い、市民スポーツの振興を図る。

平成 19 年度の取組状況
<p>平成 19 年度は、より多くの人々がスポーツに参加できるようにすることやスポーツを市民や地域の連帯の一助とすること、そして、各種スポーツ活動の推進やリーダーの育成及び広く市民へのスポーツ指導を進めてもらうことをねらいとして実施した。</p> <p>市民が一堂に会して実施するスポーツ・レクリエーション大会は、種目や内容を変え市民や地域が参加しやすい場とするよう努め、体力向上のきっかけづくりとすることをねらいとして実施することができた。</p> <p>五日市ファインプラザや秋川体育館、市民プール、いきいきセンター、屋外運動施設等の体育施設の利用の促進とスポーツ教室等を通じたスポーツ環境の整備について、一定の成果は上ったものの、屋外運動施設を除き、利用者が減少傾向にある。</p>
課 題
<p>課題として、体育施設については、屋外運動施設を除き、利用者が減少傾向にあることから、市民ニーズに応じたプログラムの展開や、スポーツ啓発活動を進めるとともに、指定管理者の導入について検討する必要がある。</p>
今後の取組の方向性
<p>市民のよりよい体育・スポーツ環境づくりを目指し、スポーツ教室の開催・啓発活動などを通して、スポーツやレクリエーションに親しんでもらう。また、スポーツ・レクリエーション大会を開催し、子どもから高齢者まで多世代の市民が地域に根ざしたスポーツ活動を楽しむことにより、健康増進を図り、一人ひとりが生涯現役で活動できるようきっかけづくりを進める。</p> <p>さらに、安全で快適に利用できるよう施設・設備の管理を行うとともに、関係課と連携した健康施策の展開の検討を進める。そして、市民の体育・スポーツ環境を確保し、効率的・効果的な施設の運営を図ることをねらいとして、指定管理者の導入の検討を進める。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
五日市ファインプラザ運営事業	○	<p>より多くの方々にスポーツに参加していただく機会を提供するという本来の目的に加え、ここ数年利用者数が減少傾向にあることから、平成 19 年度についても五日市ファインプラザ主催事業として 13 事業を実施した。特に体育の日については、新企画として幼児を対象とした「巨大迷路(スタンプラリー)」を実施したところ、279名の参加があったことや、トレーニング室内において、体育の日限定のプログラムとなる「マットピラティス」を実施したところ、1日の利用者数は、前年度の686名に対し、147名増となる833名の利用があった。今後、利用者の減少に対する対応が必要である。</p>	体育課

市民プール運営事業	○	水泳教室や水中ウォーキングなどの自主事業を年間24回実施し、参加者は325名であったが、参加者からは充実した講習であった旨の声が多く寄せられている。また、プール全体の使用環境は、維持管理事業が充実しているため、快適な環境で健康増進や維持に大きく貢献できしており、徐々にではあるが固定の利用者が増加している。	体育課
いきいきセンター運営事業	○	水着リフレッシュゾーン、トレーニング室等各施設の開場・水泳教室等の開催、団体への貸出しや予約受付等を行った。	体育課
市民スポーツ・レクリエーション大会運営事業	○	市民が地域連帯の輪を通じて一堂に会し、スポーツとレクリエーションの場を通じ体力向上と健康増進の一助となるよう市民スポーツ・レクリエーション大会を大会実行委員会を組織し、秋留台公園で実施した。幼児中心の宝物ひろいと、町内会・自治会対抗競技、小中学校対抗競技、一般参加競技、お楽しみ抽選会などを実施した。	体育課
体育協会連携・調整事業	◎	体育協会加盟団体への助成と併せて育成を行いスポーツ振興を図った。26団体の連盟と11のスポーツ少年団が加盟している。	体育課
体育指導委員活動事業	○	市民の体育・スポーツに関する指導助言を行う。現在の指導員数は18名である。春・秋のヘルシーウォーキング、子供すもう大会、体育の日スポーツフェスティバル、ターゲットバードゴルフ大会、市民綱引き大会などの事業を、主管及び市との共催で実施した。	体育課
広域的スポーツ大会参加(運営)事業	○	市民のスポーツ活動が、大会を通じて結果が得られるよう、広域的な大会に出場する機会を提供し、スポーツの振興を図った。 広域的大会：都民体育大会春季大会、市町村総合体育大会、西多摩地域広域行政圏体育大会、都民生涯スポーツ大会、都民スポ・レクふれあい大会、カメラアマラソン、都民体育大会冬季大会	体育課
市民スポーツ大会運営事業	○	市民が、スポーツの場を通じ日々の練習成果を競い合い技術と体力向上となるよう市民スポーツ大会を実施した。 あきる野市子供すもう大会、あきる野市ターゲットバードゴルフ大会、あきる野市綱引き競技大会、あきる野市総合スポーツ祭、水泳フェスティバルなどの大会運営を行った。	体育課
グリーンスポーツ公園運営事業	○	テニスコート、野球場、キャンプ場の貸出し、予約等の受付業務等を行った。	体育課

屋外体育施設運営事業	○	総合グラウンド、市民球場、小和田グラウンド等屋外体育施設で団体が行うスポーツの利用に貸し出し業務を行った。	体育課
秋川体育館運営事業	○	スポーツ教室の開催、トレーニング初心者講習会、親子ふれあい体操くらぶ（親と子のスキンシップ教室）などの事業を行い、より多くの人々がスポーツに参加できるよう秋川体育館の利用推進を図った。 主な施設は、体育室（大体育室、小体育室、トレーニング室、武道場、弓道場、幼児コーナー）	体育課
市民球場更衣室等整備事業	◎	市民球場利用者の利便性を図るため、バックネット裏に更衣室と温水シャワーを設置し、施設整備を行った。	体育課

基本方針 3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

【重点項目 14】生涯学習関連施設の整備と充実を図り、既存施設の有効活用と適正利用を進め、利用しやすい施設づくりを推進する。

平成 19 年度 of 取組状況
<p>平成 19 年度は、中央図書館を整備し、8 月 1 日に開館したことにより、図書館を通じた利用しやすい施設利用を促進することができた。また、既存の生涯学習関連施設については、市民の学習・交流活動の場として適正に管理し、その提供を進めた。</p>
課 題
<p>課題として、既存施設である中央公民館や五日市図書館等老朽化による雨漏り修繕や、設備の入れ替え等の必要がある。</p>
今後の取組の方向性
<p>市民の学習・交流活動の場として、市民が適正に利用できる施設としての維持管理を進め、市民の生涯学習活動を支援する。また、中央公民館や五日市図書館等施設・設備の老朽化による修繕、設備の入れ替え等が必要となっており、その対応を図っていく。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
中央公民館施設運営の充実	○	<p>公民館事業の実施とともに施設利用の促進に努め、多くの団体、グループ等に生涯学習推進拠点として利用された。</p> <p>年間利用者数は 8 4 0 1 8 人で、前年より 2, 8 9 0 人増加した。</p>	公民館
公民館施設管理事業	○	<p>施設の良い維持管理に努め、年間 2 9 3 日開館し、社会教育・生涯学習活動の利用に供した。冷暖房設備等、施設・設備の老朽化に伴う、改修が必要になってきている。</p>	公民館
中央図書館整備事業	◎	<p>合併市町村まちづくり推進事業に位置付けられた事業であり、文部科学省から図書館法に基づく望ましい基準が告示され、社会教育活性化 2 1 世紀プランが発表されるなど図書館に求められる役割が大きく変化してきている中、あきる野市図書館整備計画において重要課題として位置付けられた中央図書館の整備を行った。</p>	図書館

<p>図書館施設利用事業</p>	<p>◎</p>	<p>図書館資料の提供や様々な情報が得られるように、閲覧スペースの確保や学習室の利用を図りパソコンの持ち込み等にも対応している。また、インターネット検索やデータベースを利用している情報提供も実施している。</p> <p>平成19年度は、中央図書館が開館し施設の充実し、会議室利用が532回、複写機利用が2,891件、インターネット検索PCが11,476件と利用が増大している。(中央図書館は8月開館時からの数値)</p> <p>中央図書館、東部図書館エルが整備されたことから、五日市図書館・増戸分室の設備の充実が求められている。両館とも施設が老朽化していることから、施設改修と設備の充実が必要となる。</p>	<p>図書館</p>
<p>あきる野ルピア運営管理事業</p>	<p>○</p>	<p>産業文化振興のためにルピア3、4階、市公共施設のルピアホール、展示室、ルピア会議室、ルピア集会室及びルピア産業研修室の各施設とその附属設備の貸出し等の管理運営を行った。</p>	<p>あきる野ルピア</p>

基本方針4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

【重点項目15】家庭、学校、地域社会、関係機関の連携のもとに、次代を担う子どもたちを育成する。

平成19年度の取組状況
<p>平成19年度は、地域、学校、行政の連携による青少年の育成を進める視点から、地域における青少年健全育成活動の支援を通して、子どもたちが活躍できる場づくりを進めた。また、放課後子どもプランに基づき、学校関係者、社会教育関係者、青少年育成指導者、民生・児童委員、保護者、行政関係者等で運営委員会を組織し、総合的な放課後対策についての検討を行った。児童の放課後の居場所づくりを目指し、放課後子ども教室モデル事業を1月から2つの学校区で実施した。</p> <p>また、家庭の教育力の育成については、「家庭の日」事業を通して、家庭の大切さ、家庭の教育力の高揚に努めた。</p>
課題
<p>課題として、既存組織や福祉部局を含めた家庭、学校、地域の連携協力体制の整備をする必要がある。</p>
今後の取組の方向性
<p>次代を担う青少年施策について、家庭、学校、地域、そして、関係機関、団体、行政がそれぞれ連携、協力し取り組む。そして、子どもたちが安全で安心して過ごせるよう、見守りや声かけなどを行い、地域全体で子どもを守る環境づくりを進める。放課後の子どもの安全な居場所づくりとして、放課後子ども教室モデル事業を2小学校区で実施し、総合的な放課後対策の方策について検討・協議を進める。また、子育て支援施策とともに、地域における青少年健全育成活動の推進を図る。</p> <p>さらに、地域人材の教育力を生かした学校支援体制の整備を図るため、学校支援地域本部事業の実施の検討を行う。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
広報教育あきる野「一房のぶどう」発行	○	<p>教育情報の共有と、開かれた教育の推進を目的に、年度内3回発行した。(5月15日号、9月15日号、3月1日号)発行部数は各号28,200部を市内全世帯を対象に新聞折込等で無料配布した。</p> <p>情報提供の効果的なタイミングを考慮すると、年度内4～5回が望ましい。</p>	教育総務課
「あきる野市教育の日」関連事業の推進	○	<p>小学生や中学生の活動の成果を広く市民に公開した。</p> <p>また、人権に関わる作文やメッセージの作成により、児童・生徒の人権意識が高まった。</p>	指導・学務課 生涯学習推進課

あきる野市教育フォーラムの開催	○	小・中学校PTA連合会と共催して「教育フォーラム」を開催し、時の教育課題について、学校・家庭・地域・行政の連携について協議した。	指導・学務課
中学校部活動推進事業	○	中学校の部活動に対し外部指導員を各学校に配置させ、スポーツ、文化活動の向上を図った。	指導・学務課
青少年体験活動等支援センターの相談活動・情報提供活動の充実（再掲）	○	支援者バンク等を活用し、相談・情報提供の充実を図った。	生涯学習推進課
青少年問題協議会運営事業	○	地方青少年問題協議会法に基づき、市長の付属機関として設置。市長を会長に青少年健全育成に係る組織・機関の関係者25名以内で構成し、青少年の指導育成、保護及び矯正に関して必要な事項を調査審議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に、平成19年度は1回開催した。	生涯学習推進課
青少年健全活動顕彰事業	○	町内会長・自治会長の経験者で組織する「あきる野市青少年顕彰ふるさと委員会」に補助金を交付。青少年の善行を顕彰し青少年健全育成を推進するとともに、会員の資質の向上を目的とした研修を実施した。 近年、スポーツでの貢献に対する表彰が多く埋もれた善行の掘り起こしが難しい。	生涯学習推進課
青少年健全育成地域活動支援事業	○	青少年の健全育成を推進するため、市内12小学校区及び市内6中学校区にある青少年健全育成団体と青少年健全育成地区委員会連絡会に対し補助金を交付。各団体がそれぞれの地域にあった方法で青少年の健全育成を推進していけるように支援した。 地域によっては組織の硬直化、若い世代の役員、リーダーが育っていない。	生涯学習推進課
子どもと親でつくる明るい家庭づくり啓発事業	○	青少年の健全育成にとって、家庭が果たす役割は大変大きいことから、毎月第2日曜日を「家庭の日」として、明るい家庭づくりの推進を図る。その方策として、「家庭の日」絵画・作文・ポスターの募集と親子観劇会を実施した。	生涯学習推進課
家庭教育学級・子育て支援事業の実施	○	小中学生の子供を持つ親を対象に2講座実施した。参加者数は合計で37名であった。	公民館
子どもの体験活動・奉仕活動の充実	○	青少年体験活動等支援センター及び支援者バンクを活用し、充実を図った	生涯学習推進課

<p>子どもの居場所づくり事業の実施支援</p>	<p>◎</p>	<p>放課後子どもプラン運営委員会の設置と会議の開催(委員18名、会議6回実施) 放課後子ども教室モデル事業の実施(東秋留小、草花小)</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>子育て支援事業</p>	<p>○</p>	<p>乳児が絵本の世界を知るためには、親の認識が重要である。そのため、乳児・幼児とその親を対象として、本を仲立ちとした親子のスキンシップや読み聞かせを体験する機会として、子育て講座、わらべうたの講座や乳児向けのおはなし会を図書館職員が行う事業 平成19年度は、子育て講座5回、わらべうたの講座17回、乳児向けのおはなし会を12回実施した。 平成20年度からは、関係機関と協力・連携してブックスタート事業を開始することから、本事業の重要度が高まっている。</p>	<p>図書館</p>
<p>保育園・児童館・学童保育支援事業</p>	<p>○</p>	<p>保育園・学童保育・児童館が所蔵している児童書は限られているため、子どもの旺盛な読書欲に十分対応しきれっていない状況である。このため、保育園等に団体貸出するとともに、読み聞かせ等を実施し、子どもが成長する上で望ましい読書環境になるよう支援をする事業 平成19年度の実績としては、貸出し冊数2,097冊。おはなし会や映画会を41回行った。 今後は、各部署と親密な連携を図って事業を推進する必要がある。</p>	<p>図書館</p>

基本方針4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

【重点項目16】学校、家庭、地域社会が連携して『いじめ・不登校0（ゼロ）への挑戦』を推進する。

平成19年度の取組状況
<p>相談員による学校及び幼稚園、保育園への巡回相談を通して、各学校が進めているいじめ・不登校ゼロへの取り組みに対する支援ができた。 また、教育相談所とせせらぎ教室との定期的なカンファレンスにより、両者の連携が深まった。</p>
課題
<p>幼稚園、保育園への巡回相談に対する理解とその活用を図り、適切な就学へつなげるとともに、就学支援シートの活用をさらに充実させることが課題である。</p>
今後の取組の方向性
<p>家庭支援センターや民生児童委員等の関係機関との連携協力を深め、『いじめ・不登校0（ゼロ）への挑戦』をめざした取り組みの充実を図る。</p>

（施策・事務事業別点検）

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
教育相談管理運営事業	◎	市教育相談所に退職校長等の相談員及び臨床心理士等専門職を配置し、児童・生徒、保護者、市民の教育に関する相談業務を実施した。	指導・学務課
せせらぎ教室管理運営事業	◎	不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援を、計画的・組織的に推進した。	指導・学務課

基本方針 4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

【重点項目 17】『学校の安心・安全対策』の徹底を図り、子どもたちが安心して安全に生活できる学校や地域の環境づくりを進める。

平成 19 年度 の 取組 状況
学校安全体制整備事業により、各地域で学校の安全にかかわる組織が確立し、計画的かつ継続的な活動が展開されるようになった。
課 題
学校ボランティアに対する地域、保護者の関心を高め、より多くの方の協力をえられるよう周知と啓発を図ることが課題である。
今後の取組の方向性
<p>学校安全推進会議や講習会、スクールガードリーダー等学校安全体制整備事業を継続し、学校ボランティアの育成や活動の充実に向けた支援の在り方を工夫し、『学校の安心・安全対策』の徹底を図る。</p> <p>家庭、学校、地域が連携し、地域の教育力を生かした学校の環境づくりを進めるため、学校支援地域本部事業の取り組みについて検討する。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
セーフティ教室の充実	○	児童・生徒の自己防衛力の向上や学校・家庭・地域が連携した安全活動の充実を図るために、警察等の指導のもとに全学校で実施した。	指導・学務課
学校公開の推進	○	開かれた学校づくりを推進するため、学校公開日や学校だよりの町会への配布等、学校からの情報発信の充実を図った。	指導・学務課
地域ぐるみの学校安全体制整備事業	○	学校や家庭、地域、関係機関等が相互理解と連携を深め、子どもを守る体制を一層強化した。	指導・学務課
教育委員会職員による防犯パトロールの実施	○	児童生徒の下校時間帯に合わせ、毎日定期的にパトロールを行うことにより、通学中の安全確保を行った。	指導・学務課
児童・生徒健康管理事業	◎	<p>児童生徒の健康診断や飲料水・プール水の水質検査を実施し、環境状況が整った中で学校生活を営めるようにした。</p> <p>就学児健康診断：受診人数 774 人</p>	指導・学務課

児童・生徒通学安全事業	○	交通擁護員の配置や交通安全用具購入等を行い、児童生徒の通学中の安全確保をした。 交通擁護員：小学校 12校 35人	指導・学務課
児童・生徒災害対策事業	◎	児童生徒が学校管理下で災害を受けたとき保護者の経済的負担の軽減を図るため、日本スポーツ振興センター及び市長会学校災害賠償補償保険に加入した。 スポーツ振興センター：小学校 4,818人 中学校 2,171人 市長会：小学校 4,811人 中学校 2,184人	指導・学務課
あきる野市学校歯科保健連絡協議会活動支援事業	◎	学校歯科医や養護教諭の連絡会で歯科保健に対する知識を向上させ、児童生徒の歯科保健の充実を図った。1回開催	指導・学務課
生涯学習支援者バンク事業の充実（再掲）	○	青少年体験活動等支援センターと連携し、情報提供や支援者の紹介を行い事業の充実を図った。	生涯学習推進課
子どもの居場所づくり事業の実施支援（再掲）	◎	放課後子どもプラン運営委員会の設置と会議の開催（委員18名、会議6回実施） 放課後子ども教室モデル事業の実施（東秋留小、草花小）	生涯学習推進課

基本方針 4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

【重点項目 18】家庭教育や地域活動に関する情報や学習・交流の機会を提供する。

平成 19 年度の取組状況
<p>平成 19 年度は、家庭教育や地域活動につながる学習・交流の場として公民館事業、青少年体験活動等支援センター事業を実施した。また、青少年委員の活動、青少年健全育成地区委員会連絡会等を通じて、地域の健全育成活動への支援を行い、学校、家庭、地域社会の連携・協力づくりを進めた。</p>
課 題
<p>地域全体で青少年を育てていくために、既存組織のあり方や再編の必要性等について、検討する必要がある。</p>
今後の取組の方向性
<p>学校、家庭、地域が連携し、青少年の育成環境整備を進めるため、青少年委員による検討・協議を進める。また、青少年健全育成地区委員会との連携、協力による親子体験活動等の場づくりを進め、家庭の役割と地域の教育力の意識の向上に努める。さらに、地域全体で青少年を育てていくための環境づくりと地域の教育力向上に向けた学習の機会提供について検討する。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
青少年体験活動等支援センターの相談活動・情報提供活動の充実（再掲）	○	支援者バンクと連携し、情報提供や支援者の紹介を行い事業の充実を図った。	生涯学習推進課
児童・生徒の青少年健全育成	○	小学校 3 年生から 6 年生までを対象とした「少年少女ボールゲームフェスタ」（7 月（H19 は台風接近に伴い中止））、「中学生の主張大会」（12 月）、小中学生を対象とした「少年少女書初め大会」（1 月）を開催した。	生涯学習推進課
青少年委員会議開催事業	○	青少年教育の振興のため、青少年の健全育成に実績のある市民 18 名を選任。余暇活動の指導や青少年団体の連絡調整を行うとともに、中学生の主張大会等の各種健全育成事業を行政と共催した。	生涯学習推進課

<p>青少年健全育成地域活動支援事業（再掲）</p>	<p>○</p>	<p>青少年の健全育成を推進するため、市内12小学校区及び市内6中学校区にある青少年健全育成団体と青少年健全育成地区委員会連絡会に対し補助金を交付。各団体がそれぞれの地域にあった方法で青少年の健全育成を推進していきけるように支援した。 地域によっては組織の硬直化、若い世代の役員、リーダーが育っていないなどの課題がある。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>公民館における青少年教室開催事業</p>	<p>○</p>	<p>小中学生の親子を対象に2講座を実施し、参加者数は合計で43名であった。</p>	<p>公民館</p>
<p>公民館における社会福祉講座開催事業</p>	<p>○</p>	<p>青年学級すまいるとの共催でフォークダンスの講習を実施した。参加者数は43名であった。</p>	<p>公民館</p>
<p>家庭教育学級・子育て支援事業の実施（再掲）</p>	<p>○</p>	<p>小中学生の子供を持つ親を対象に2講座実施した。参加者数は合計で37名であった。</p>	<p>公民館</p>

基本方針 4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

【重点項目 19】子どもたちの体験を重視した学校外活動・余暇活動の機会を充実する。

平成 19 年度の取組状況
<p>平成 19 年度は、友好姉妹都市栗原市との中学生の交流活動、友好都市大島町との小学生交流活動を通して体験活動の機会を提供した。また、あきる野ルピアや青少年健全育成地区委員会等の活動を通して、身近な地域における自然資源や文化資源を活かした体験活動を実施した。</p>
課 題
<p>これらの事業について、より効率的・効果的な事業運営を行っていくために、市が直接行う事業としてではなく、市民団体が主体となり市との協働による事業実施について検討していく必要がある。</p>
今後の取組の方向性
<p>友好姉妹都市、友好都市との交流等を進めるとともに、関係団体との協力・連携により青少年の体験活動を通して、仲間づくりや自主性・協調性をはぐくむ場づくりを進める。</p>

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
友好姉妹都市栗原市交流事業	○	友好姉妹都市である宮城県栗原市の中学生と、隔年で相互に訪問し合い、生徒会活動や部活動での交流会を実施した。	指導・学務課
友好都市大島交流事業	○	小学 4 年生から 6 年生までの児童 32 名を 8 月 10 日（金）から 12 日（日）までの 2 泊 3 日で友好都市大島町に派遣。大島町の自然や文化に触れるとともに自主性、協調性を育む機会とした。	生涯学習推進課
現代課題講座事業（再掲）	○	<p>地域において現代が抱える様々な課題について社会的背景や問題点、解決に向けた取り組みについての学習として 19 年度は週 5 日制に対応した親子自然体験学習を実施し、体験を通じた家庭の和づくりの機会となった。</p> <p>今後は、現代的課題の本質である、公共性・社会性、現代性・緊急性等を踏まえた学習の機会づくりに取り組む必要がある。</p>	あきる野ルピア

文化財講座等開催事業（再掲）	○	五日市郷土館において、芋掘り体験教室等、5回開催し、合計124名の参加を得、二宮考古館においては、勾玉づくり教室等16回開催し、合計260名の参加を得た。	生涯学習推進課
青少年健全育成地域活動支援事業（再掲）	○	<p>青少年の健全育成を推進するため、市内12小学校区及び市内6中学校区にある青少年健全育成団体と青少年健全育成地区委員会連絡会に対し補助金を交付。各団体がそれぞれの地域にあった方法で青少年の健全育成を推進していきけるように支援した。</p> <p>地域によっては組織の硬直化、若い世代の役員、リーダーが育っていないなどの課題がある。</p>	生涯学習推進課
公民館における青少年教室開催事業（再掲）	○	小中学生の親子を対象に2講座を実施し、参加者数は合計で43名であった。	公民館
子どもの体験活動・奉仕活動の充実（再掲）	○	青少年体験活動等支援センター及び支援者バンクを活用し、充実を図った。	生涯学習推進課

基本方針4 家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化

【重点項目20】家庭・地域社会と連携した教育を目指し、保護者や地域住民の参画を求め、開かれた学校づくりを推進する。

平成19年度の実施状況
日本の伝統・文化理解教育推進地域事業及び地域ぐるみの学校安全体制整備事業など、地域社会や家庭との連携を図り、各学校の教育活動を充実させることができた。
課 題
学校と地域が一体となつての事業の推進をとおして、あらゆる面で保護者や地域住民の参画による家庭・地域社会と連携した教育を進めることが課題である。
今後の取組の方向性
新しい学校評価を定着させ、地域住民の参画と開かれた学校づくりをさらに充実していく。

(施策・事務事業別点検)

施策・事務事業名	点検結果	取組概要等	担当課
道徳授業地区公開講座（再掲）	○	小中学校で道徳の時間の授業を地域に公開。授業終了後、意見交換会や講師等を招聘しての講演会を実施した。	指導・学務課
総合的な学習の時間関連事業の推進（再掲）	○	国際理解教育、情報教育、福祉・健康教育、環境教育等、各教科で培った学力を基にして、総合的に活用する能力をはぐくむ学習の充実を図った。	指導・学務課
キャリア教育（職場体験学習等）の推進（再掲）	○	各中学校の2年生を中心に、事業所や福祉施設、公共団体へ行き、連続3日間（18時間）の職場体験学習を実施した。	指導・学務課
義務教育モデル事業・日本の伝統・文化理解教育推進地域事業（再掲）	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、地域と連携した伝統・文化理解教育の推進を図った。 ・平成19年度対象校8校、小学校7校（東秋留小・多西小・西秋留小・南秋留小・一の谷小・戸倉小・小宮小）、中学校1校（五日市中） 	指導・学務課
地域人材活用の推進（再掲）	○	総合的な学習の時間等に、地域の人材をゲストティーチャーとして招聘し、地域の伝統・文化理解教育や体験的活動の充実を図った。	指導・学務課
学校評議員制度の充実（再掲）	○	学校の運営方針及び教育課程や教育活動の評価、児童・生徒の健全な育成、学校、家庭、地域との連携など、学校運営を支援した。	指導・学務課

学校公開の推進（再掲）	○	開かれた学校づくりを推進するため、学校公開日や学校だよりの町会への配布等、学校からの情報発信の充実を図った。	指導・学務課
地域ぐるみの学校安全体制整備事業（再掲）	○	学校や家庭、地域、関係機関等が相互理解と連携を深め、子どもを守る体制を一層強化した。	指導・学務課

第 8 点検・評価に関する点検評価有識者からの意見

浦野龍治氏（前あきる野市収入役）

新たな時代に求められる教育理念を定めた教育基本法が、平成18年12月、約60年ぶりに改正され教育改革がスタートした。これを受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が、平成19年6月に行われ、本年4月から施行されている。この一部改正については、教育委員会の責任体制の明確化や教育における地方分権の推進等を目的としたものであるが、特に、法第27条においては、教育委員会における効率的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすことを目的として、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を規定し、今年度からの実施を求めている。

このような中、今回の点検評価における私たちの役割については、あきる野市教育委員会が行った平成19年度の事務事業全般の自己評価について、教育目標実現のために適正な対応が図られているかどうかを客観的に検証するというものであった。

あきる野市教育委員会にあっては、このたびの法改正を踏まえ、平成19年度に実施した教育委員会所管の事務事業の点検評価を実施したということであるが、教育行政を進める上での基本となる教育目標や基本方針、重点項目と、これらを実現するための施策や事務事業及び重点課題として掲げた6つのスローガン等との関連において、体系的な整理が不十分なものが見受けられた。

このため、来年度に向けては、各施策等の整合性を図るとともに、教育目標からなる一連の体系をあきる野市の教育計画として取りまとめ、それを基本として点検評価を行うなど、よりわかりやすいシステムとなるよう取り組んでいくことが重要だと考えている。

しかしながら、平成19年度の教育行政にかかわる事務事業は、ほぼ適切に実施されており、特に、特別支援教育については、3年間にわたるモデル事業での実績とともに、先進的な取り組みは高く評価されていることから、本市の教育の質的向上を図るものとして大いに期待している。また、今日的な課題であるいじめ不登校問題や社会的な規範意識の欠如等への対応として、いち早く「いじめ撲滅三原則」や「おとなが手本のあきる野市」など、わかりやすいスローガンを掲げ、市民の理解しやすい取り組みを行ったことは高く評価できる。他の重点取組課題についても、市の教育行政にとって重要なテーマであるので、施策の位置づけを明確にし、積極的な対応を図っていただくことを要望しておきたい。

最後に、市においては厳しい財政状況のもと、行財政改革に取り組んでいるとのことであるが、教育委員会にあっても、これまで以上に事務事業の精査を行い、より効率的・効果的な取り組みをしていただくこととあわせ、今回実施した点検評価が、今後の教育行政の充実・発展につながることを期待し、平成20年度（平成19年度分）あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における意見とする。

江川直子氏（共立女子大学文芸学部講師）

約60年ぶりの教育基本法の改正により、平成18年12月に「新しい教育基本法」が交付・施行された。教育再生がうたわれている。この法改正に基づいて、あきる野市教育委員会においても教育目標、基本方針、重点項目に関連する施策及び事務事業について点検・評価の実施要項が、平成20年7月から施行された。今回の点検・評価は平成19年度における教育目標等に関連する主要施策について対象としている。教育については、表面上、目に見える数値目標、成果ということもあるが、むしろ内容、成果にいたる過程が大切である。その点を見過ごしてはいけないと考える。

主要施策については、ほぼ実施されている。学校教育においては、人権意識を育てるために「優しいことば 元気なあいさつ」をテーマに活動を展開している。現代は携帯電話の普及、電子メールの普及で人と人との直接的接触が減少しがちである。大人の間、親子の間においても関係が希薄化し、孤立しがちである。社会でのつながりをどう実現していくかが重要になってきており、その意味で声かけ運動、あいさつ運動は人との出会いのきっかけでもあり大切である。「いじめ不登校ゼロへの挑戦」も内容に着実な成果がみられる。さらなる実績を積み上げてほしい。

学校現場で働く教職員が萎縮することなく、自信と誇りをもって教育に従事できるような環境であることを望んでいる。都教育委員会の調査によると「モンスターペアレント」と呼ばれる理不尽な要求を繰り返す保護者らに対応しきれなかった学校が、2007年度において東京都内の公立学校の1割にのぼっている。自己中心的な言動をとる大人が増えている。人権尊重において「敬い」の気持を培う必要があると考える。

生涯教育については、市民が主体の学習・交流活動を行政がどのように支援していくかが課題であると思われる。ネットワークづくりの支援、活用も一方法であるだろう。また市が現在取り組んでいる生涯学習ボランティア（コーディネーター）の育成、図書館ボランティアの育成と活動の場づくりを、さらに充実させてほしい。

家庭、学校、地域社会の意思の疎通、交流を強くし、相互理解、相互向上に努めて豊かな精神を育む施策の実践を期待している。

＜資料 1＞あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条第 1 項及び第 2 項に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等(以下「事務点検評価等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々のあきる野市教育委員会の権限に属する事務(以下「施策及び事務事業」という。)の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第 3 条 点検及び評価の対象は、実施年度の前年度における教育目標、基本方針及び重点項目に関連する施策及び事務事業とする。

(点検及び評価の方法)

第 4 条 点検及び評価は、前年度の施策及び事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回次のとおり行う。

- (1) 教育委員会事務局の各課は、所管し実施した施策及び事務事業について点検し、施策等の取組状況を明らかにする。(以下「施策・事務事業別点検」という。)
- (2) 施策及び事務事業別点検の結果を踏まえ、教育委員会事務局の部長級及び課長級職員は、重点項目の取組状況について評価を行う。(以下「重点項目別評価」という。)
- (3) 施策・事務事業別点検及び重点項目別評価の客観性を確保するため、点検及び評価について教育に関し学識経験を有する者(以下「点検評価有識者」という。)を設置し、施策事業別点検及び重点項目別点検評価について意見を聴くものとする。
- (4) 教育委員会は、前 3 号で点検及び評価をした結果及び点検評価有識者の意見を踏まえ、教育目標、基本方針及び重点項目に関連する施策及び事務事業について総合的に点検及び評価を行い報告書を作成する。

(点検評価有識者の設置)

第 5 条 教育委員会は、前条第 3 号に規定する点検評価有識者を次のとおり設置する。

- (1) 点検評価有識者は、学校教育及び社会教育・生涯学習に関して識見を有する者 2 名をもって当てる。
- (2) 点検評価有識者は教育委員会が委嘱する。
- (3) 点検評価有識者には、予算の範囲内で謝礼を支払う。
- (4) 点検評価有識者の任期は 2 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(報告書の市議会への提出)

第 6 条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、市議会に提出する。

(評価結果の公表)

第 7 条 教育委員会は、点検及び評価の結果を市民に公表する。

(評価結果の活用)

第 8 条 教育委員会は、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策その他事務事業の改善等に活用するものとする。

(庶務)

第 9 条 事務点検評価等に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。